

基本計画書

基 本 計 画										
事 項		記 入 欄							備 考	
計 画 の 区 分		研究科の設置								
フ リ ガ ナ 設 置 者		ｶﾞｯｺｳｶｵｼｼﾞﾝ ｶｶﾞﾗﾞｲｶﾞｸ 学校法人 神奈川大学								
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称		ｶｶﾞﾗﾞｲｶﾞｸﾞ ﾀﾞｲｶﾞｸｲﾝ 神奈川大学大学院 (Kanagawa University Graduate Schools)								
大 学 本 部 の 位 置		神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目27番1号								
大 学 の 目 的		神奈川大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。								
新設研究科等の目的		総合理工学研究科は、理学における自然の本質の探究と、工学における知の社会実装という両視点を融合し、自然現象の深い理解から社会課題の解決までを一貫して捉える能力を養うことを目的とする。 これにより、理学と工学に跨る多様な専門分野の融合を図り、科学技術の活用とイノベーションを促進することで、工学技術を援用した自然科学の発展を担う人材や自然科学の成果を活用した工学を含む科学技術の発展を担う人材を養成する。								
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部等】 理学部（理学科） 工学部（機械工学科、電気電子情報工学科、経営工学科及び応用物理学科） 建築学部（建築学科） 化学生命学部（応用化学科及び生命機能学科） 情報学部（計算機科学科及びシステム数理学科）
	総合理工学研究科 【Graduate School of Integrative Science and Engineering】 理工学専攻 【Course of Science and Engineering】 博士前期課程 【Master's Programs】	2	179	—	358	修士（理学） 修士（工学） 修士（情報学） 【Master of Science, Master of Engineering, Master of Informatics】	理学関係 工学関係	令和9年4月第1年次	神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目27番1号	
	博士後期課程 【Doctoral Programs】	3	14	—	42	博士（理学） 博士（工学） 博士（情報学） 【Doctor of Science, Doctor of Engineering, Doctor of Informatics】	理学関係 工学関係	令和9年4月第1年次		
	建築学専攻 【Course of Architecture and Building Engineering】 博士前期課程 【Master's Programs】	2	30	—	60	修士（建築学） 【Master of Architecture and Building Engineering】	工学関係	令和9年4月第1年次		
	博士後期課程 【Doctoral Programs】	3	3	—	9	博士（建築学） 【Doctor of Architecture and Building Engineering】	工学関係	令和9年4月第1年次		
	計			226	—	469				

同一設置者内における 変 更 状 況 (定員の移行, 名称の 変 更 等)		理学研究科 (廃止) 理学専攻 (M) (△ 59) 理学専攻 (D) (△ 3) ※令和9年4月学生募集停止 工学研究科 (廃止) 工学専攻 (M) (△ 120) 建築学専攻 (M) (△ 30) 工学専攻 (D) (△ 11) 建築学専攻 (D) (△ 3) ※令和9年4月学生募集停止					
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計		
	総合理工学研究科 理工学専攻 (博士前期課程)	157 科目	6 科目	4 科目	167 科目	30 単位	
	総合理工学研究科 理工学専攻 (博士後期課程)	2 科目	6 科目	0 科目	8 科目	16 単位	
	総合理工学研究科 建築学専攻 (博士前期課程)	51 科目	12 科目	26 科目	89 科目	30 単位	
	総合理工学研究科 建築学専攻 (博士後期課程)	8 科目	24 科目	0 科目	32 科目	16 単位	
研 究 科 等 の 名 称		専任教員					専任教員以外の員 (助手を除く)
		教授	准教授	講師	助教	計	
新 設 分	総合理工学研究科 理工学専攻 (博士前期課程)	人	人	人	人	人	人
		77 (77)	20 (20)	0 (0)	1 (1)	98 (98)	0 (0)
		67 (67)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	74 (74)	0 (0)
		13 (13)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)
		6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)
	計	163 (163)	32 (32)	0 (0)	1 (1)	196 (196)	0 (0)
既 設 分	法学研究科 法律学専攻 (博士前期課程)	28 (28)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	39 (39)	0 (0)
	法学研究科 法律学専攻 (博士後期課程)	27 (27)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	30 (30)	0 (0)
	経済学研究科 経済学専攻 (博士前期課程)	27 (27)	25 (25)	0 (0)	0 (0)	52 (52)	0 (0)
	経済学研究科 経済学専攻 (博士後期課程)	27 (27)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	28 (28)	0 (0)
	経営学研究科 国際経営専攻 (博士前期課程)	14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)
	経営学研究科 国際経営専攻 (博士後期課程)	12 (12)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)
	人文学研究科 欧米言語文化専攻 (博士前期課程)	22 (22)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	0 (0)
	人文研究科 欧米言語文化専攻 (博士後期課程)	22 (22)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	0 (0)
	人文学研究科 中国言語文化専攻 (博士前期課程)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)
	人文学研究科 中国言語文化専攻 (博士後期課程)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)
	人文学研究科 日本文化専攻 (博士前期課程)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)
	人文学研究科 日本文化専攻 (博士後期課程)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)
	人間科学研究科 人間科学専攻 (博士前期課程)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)
	人間科学研究科 人間科学専攻 (博士後期課程)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)
	歴史民俗資料科学研究科 歴史民俗資料学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)
	歴史民俗資料科学研究科 歴史民俗資料学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)
	計	240 (240)	86 (86)	0 (0)	0 (0)	326 (326)	0 (0)
合 計		403 (403)	118 (118)	0 (0)	1 (1)	522 (522)	0 (0)

職 種				専 属		その他		計												
事 務 職 員				302 (302)		110 (110)		412 (412)												
技 術 職 員				24 (24)		13 (13)		37 (37)												
図 書 館 職 員				11 (11)		6 (6)		17 (17)												
そ の 他 の 職 員				0 (0)		0 (0)		0 (0)												
指 導 補 助 者				0 (0)		0 (0)		0 (0)												
計				337 (337)		129 (129)		466 (466)												
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計											
	校 舎 敷 地		418,731 m ²		0 m ²		0 m ²		418,731 m ²											
	そ の 他		147,949 m ²		0 m ²		0 m ²		147,949 m ²											
	合 計		566,680 m ²		0 m ²		0 m ²		566,680 m ²											
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計											
			197,605 m ² (197,605 m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		197,605 m ² (197,605 m ²)											
講義室等・新設研究科等 の 専 任 教 員 研 究 室			講義室		実験・実習室		演習室		新設研究科等の 専任教員研究室											
			128 室		475 室		148 室		115 室											
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 冊		機械・器具 点		研究科単位での 特定不能なた め、大学全体の 数 雑誌、視聴覚は タイトル数 機械・器具は事 務用を除く利用 者の数									
			大学全体		1,209,100 [341,272] (1,141,296 [336,236])		14,185 [4,734] (8,537 [4,646])		37,867 [29,525] (37,867 [29,525])			24,848 [24,770] (24,848 [24,770])		65 (65)		— (—)				
	計		1,209,100 [341,272] (1,141,296 [336,236])		14,185 [4,734] (8,537 [4,646])		37,867 [29,525] (37,867 [29,525])		24,848 [24,770] (24,848 [24,770])			65 (65)		— (—)						
	計		1,209,100 [341,272] (1,141,296 [336,236])		14,185 [4,734] (8,537 [4,646])		37,867 [29,525] (37,867 [29,525])		24,848 [24,770] (24,848 [24,770])			65 (65)		— (—)						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分		開設前年度		第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		第 5 年次						
		教員 1 人当り研究費等				4,110千円		4,110千円		4,110千円		— 千円		— 千円						
		共同研究費等				19,030千円		19,030千円		19,030千円		— 千円		— 千円						
		図書購入費		84,519千円		84,519千円		84,519千円		84,519千円		— 千円		— 千円						
		設備購入費		82,278千円		82,278千円		82,278千円		82,278千円		— 千円		— 千円						
	学生 1 人当り納付金			第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		第 5 年次								
	博士前期課程			1,295千円		1,045千円		— 千円		— 千円		— 千円								
	博士後期課程			1,295千円		1,045千円		1,045千円		— 千円		— 千円								
	学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入・資産運用収入・事業収入等を充当する。																
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称																			
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地										
	法学部		年	人	年次 人	人		1.08 《1.05》		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号										
	法律学科		4	400	—	1,600	学士（法学）	1.07 《1.03》	昭和40年度											
	自治行政学科		4	200	—	800	学士(行政学)	1.11 《1.09》	平成7年度											
	経済学部							1.08 《1.03》		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号										
	経済学科		4	520	—	2,470	学士(経済学)	1.07 《1.01》	昭和40年度											
	経済データ分析学科		4	80	—	80	学士(経済学)	1.00	令和8年度											
	現代ビジネス学科		4	300	—	1,200	学士(商学)	1.11 《1.07》	昭和40年度	神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号										
	経営学部							1.11 《1.06》								平成元年度				
国際経営学科		4	530	—	2,120	学士(国際経営学)	1.11 《1.06》													

既設大学等の状況	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
	外国語学部						1.10 《1.05》		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	英語英文学科	4	200	—	800	学士(文学)	1.12 《1.07》	昭和40年度		
	スペイン語学科	4	90	—	360	学士(文学)	1.06 《1.01》	昭和40年度		
	中国語学科	4	60	—	240	学士(文学)	1.09 《1.04》	昭和63年度		
	国際日本学部						1.11 《1.08》		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	国際文化交流学科	4	170	—	680	学士(文学)	1.12 《1.09》	令和2年度		
	日本文化学科	4	60	—	240	学士(文学)	1.07 《1.04》	令和2年度		
	歴史民俗学科	4	70	—	280	学士(文学)	1.11 《1.07》	令和2年度		
	人間科学部						1.08 《1.05》		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	※令和8年度より入学定員増(50人) (人間科学科)
	人間科学科	4	350	—	1,250	学士(人間科学)	1.08 《1.05》	平成18年度		
	理学部						1.05		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	※令和5年度より学生募集停止(数理・物理学科、情報科学科、化学科及び生物科学科)
	数理・物理学科	4	—	—	—	学士(理学)	—	平成24年度		
	情報科学科	4	—	—	—	学士(理学)	—	平成元年度		
	化学科	4	—	—	—	学士(理学)	—	平成元年度		
	生物科学科	4	—	—	—	学士(理学)	—	平成元年度		
	理学科	4	275	—	1,100	学士(理学)	1.05	令和5年度		
	工学部						1.07 《1.00》		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	※令和4年度より学生募集停止(建築学科) ※令和5年度より学生募集停止(物質生命化学科及び情報システム創成学科) ※令和5年度より入学定員減(△20人)(機械工学科及び電気電子情報工学科)
	機械工学科	4	145	—	580	学士(工学)	1.16 《1.06》	昭和24年度		
	電気電子情報工学科	4	145	—	580	学士(工学)	1.07 《1.01》	昭和24年度		
	物質生命化学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	昭和34年度		
	情報システム創成学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	昭和37年度		
	経営工学科	4	90	—	360	学士(工学)	1.00 《0.95》	平成24年度		
	建築学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	昭和40年度		
	応用物理学科	4	60	—	240	学士(工学)	0.93	令和5年度		
	建築学部						1.10 《1.06》		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	建築学科	4	200	—	800	学士(建築学)	1.10 《1.06》	令和4年度		
	化学生命学部						1.01		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	応用化学科	4	110	—	440	学士(化学生命学)	0.98	令和5年度		
生命機能学科	4	80	—	320	学士(化学生命学)	1.05	令和5年度			

既設大学等の状況	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地
	情報学部						1.02		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	計算機科学科	4	100	—	400	学士(情報学)	1.05	令和5年度	
	システム数理学科	4	100	—	400	学士(情報学)	1.00	令和5年度	
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地
	大学院	年	人	年次人	人		倍		
	法学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	法律学専攻								
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(法学)	0.85	昭和42年度	
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(法学)	0.44	昭和44年度	
	経済学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	経済学専攻								
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(経済学)	0.30	昭和42年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(経済学)	0.50	昭和44年度	
	経営学研究科								神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号
	国際経営専攻								
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(経営学)	0.20	平成5年度	
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(経営学)	0.22	平成7年度	
	人文学研究科								神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号
	欧米言語文化専攻								
	博士前期課程	2	7	—	14	修士(文学)	0.21	平成23年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(文学)	0.50	平成23年度	
	中国言語文化専攻								
	博士前期課程	2	5	—	10	修士(文学)	0.90	平成4年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(文学)	1.00	平成7年度	
	日本文化専攻								
	博士前期課程	2	3	—	6	修士(文学)	0.83	令和6年度	
	博士後期課程	3	1	—	3	博士(文学)	0.00	令和6年度	
	人間科学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	人間科学専攻								
	博士前期課程	2	12	—	24	修士(人間科学)	0.87	平成21年度	
	博士後期課程	3	4	—	12	博士(人間科学)	0.66	平成21年度	

既設大学等の状況	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地
	理学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	理学専攻								
	博士前期課程	2	59	—	118	修士(理学)	0.80	平成28年度	
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(理学)	1.66	平成28年度	
	工学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	工学専攻								
	博士前期課程	2	120	—	240	修士(工学)	0.76	平成31年度	
	博士後期課程	3	11	—	33	博士(工学)	0.60	平成31年度	
	建築学専攻								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	博士前期課程	2	30	—	60	修士(工学)	1.73	昭和46年度	
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(工学)	0.22	平成2年度	
	歴史民俗資料科学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	歴史民俗資料科学専攻								
	博士前期課程	2	20	—	40	修士(歴史民俗資料科学)	0.47	平成5年度	
	博士後期課程	3	6	—	18	博士(歴史民俗資料科学)	1.77	平成7年度	
附属施設の概要		該当なし							

- (注)
- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
 - 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人神奈川大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
神奈川大学					神奈川大学				
法学部					法学部				
法律学科	400	-	1,600		法律学科	400	-	1,600	
自治行政学科	200	-	800		自治行政学科	200	-	800	
経済学部					経済学部				
経済学科	520	-	2,080		経済学科	520	-	2,080	
経済データ分析学科	80	-	320		経済データ分析学科	80	-	320	
現代ビジネス学科	300	-	1,200		現代ビジネス学科	300	-	1,200	
経営学部					経営学部				
国際経営学科	530	-	2,120		国際経営学科	530	-	2,120	
外国語学部					外国語学部				
英語英文学科	200	-	800		英語英文学科	200	-	800	
スペイン語学科	90	-	360		スペイン語学科	90	-	360	
中国語学科	60	-	240		中国語学科	60	-	240	
国際日本学部					国際日本学部				
国際文化交流学科	170	-	680		国際文化交流学科	170	-	680	
日本文化学科	60	-	240		日本文化学科	60	-	240	
歴史民俗学科	70	-	280		歴史民俗学科	70	-	280	
人間科学部					人間科学部				
人間科学科	350	-	1,400		人間科学科	350	-	1,400	
理学部					理学部				
理学科	275	-	1,100		理学科	275	-	1,100	
工学部					工学部				
機械工学科	145	-	580		機械工学科	145	-	580	
電気電子情報工学科	145	-	580		電気電子情報工学科	145	-	580	
経営工学科	90	-	360		経営工学科	90	-	360	
応用物理学科	60	-	240		応用物理学科	60	-	240	
建築学部					建築学部				
建築学科	200	-	800		建築学科	200	-	800	
化学生命学部					化学生命学部				
応用化学科	110	-	440		応用化学科	110	-	440	
生命機能学科	80	-	320		生命機能学科	80	-	320	
情報学部					情報学部				
計算機科学科	100	-	400		計算機科学科	100	-	400	
システム数理学科	100	-	400		システム数理学科	100	-	400	
計	4,335	-	17,340	→	計	4,335	-	17,340	
神奈川大学大学院					神奈川大学大学院				
法学研究科					法学研究科				
法律学専攻(M)	10	-	20		法律学専攻(M)	10	-	20	
法律学専攻(D)	3	-	9		法律学専攻(D)	3	-	9	
経済学研究科					経済学研究科				
経済学専攻(M)	10	-	20		経済学専攻(M)	10	-	20	
経済学専攻(D)	2	-	6		経済学専攻(D)	2	-	6	
経営学研究科					経営学研究科				
国際経営専攻(M)	10	-	20		国際経営専攻(M)	10	-	20	
国際経営専攻(D)	3	-	9		国際経営専攻(D)	3	-	9	
人文学研究科					人文学研究科				
欧米言語文化専攻(M)	7	-	14		欧米言語文化専攻(M)	7	-	14	
中国言語文化専攻(M)	5	-	10		中国言語文化専攻(M)	5	-	10	
日本文化専攻(M)	3	-	6		日本文化専攻(M)	3	-	6	
欧米言語文化専攻(D)	2	-	6		欧米言語文化専攻(D)	2	-	6	
中国言語文化専攻(D)	2	-	6		中国言語文化専攻(D)	2	-	6	
日本文化専攻(D)	1	-	3		日本文化専攻(D)	1	-	3	
人間科学研究科					人間科学研究科				
人間科学専攻(M)	12	-	24		人間科学専攻(M)	12	-	24	
人間科学専攻(D)	4	-	12		人間科学専攻(D)	4	-	12	
理学研究科					理学研究科				
理学専攻(M)	59	-	118		理学専攻(M)	0	-	0	令和9年4月学生募集停止
理学専攻(D)	3	-	9		理学専攻(D)	0	-	0	令和9年4月学生募集停止
工学研究科					工学研究科				
工学専攻(M)	120	-	240		工学専攻(M)	0	-	0	令和9年4月学生募集停止
建築学専攻(M)	30	-	60		建築学専攻(M)	0	-	0	令和9年4月学生募集停止
工学専攻(D)	11	-	33		工学専攻(D)	0	-	0	令和9年4月学生募集停止
建築学専攻(D)	3	-	9		建築学専攻(D)	0	-	0	令和9年4月学生募集停止
総合理工学研究科					総合理工学研究科				研究科の設置(届出)
理工学専攻(M)					理工学専攻(M)	179	-	358	
建築学専攻(M)					建築学専攻(M)	30	-	60	
理工学専攻(D)					理工学専攻(D)	14	-	42	
建築学専攻(D)					建築学専攻(D)	3	-	9	
歴史民俗資料学研究科					歴史民俗資料学研究科				
歴史民俗資料学専攻(M)	20	-	40		歴史民俗資料学専攻(M)	20	-	40	
歴史民俗資料学専攻(D)	6	-	18		歴史民俗資料学専攻(D)	6	-	18	
計	326	-	692		計	326	-	692	

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(総合理工学研究科理工学専攻博士前期課程)																	
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外 の教員		
共通科目	科学技術英語	1・2前・後			2		○			1							
	先端科学技術特論A	1・2前			2		○			10	1				1	オムニバス・共同(一部)	
	先端科学技術特論B	1・2後			2		○			7	1				2	オムニバス・共同(一部)	
	知的財産特論	1・2後			2		○								1		
	科学技術倫理	1・2前			2		○			1							
	学外研修A	1・2前			2		○			77	19		1				
	学外研修B	1・2後			2		○			77	19		1				
	現代解析学序論	1・2前			2		○			2	1					オムニバス	
	環境化学特論	1・2後			2		○			2						オムニバス	
	環境分析化学特論	1・2前			2		○			2						オムニバス	
	計算化学特論	1・2後			2		※		○	2						オムニバス ※講義	
	植物分子生理学特論	1・2後			2		○			2	2					オムニバス	
	総合生物学特別講義A	1・2前			2		○								1	隔年	
	総合生物学特別講義B	1・2前			2		○								1	隔年	
物理化学特論	1・2後		2		○			4						オムニバス・共同(一部)			
有機化学特論	1・2前		2		○			2					1	オムニバス			
小計 (16科目)		—	—	0	32	0	—			77	20	0	1	0	5		
専門科目	数学分野	数理論理特論			2		○								1	隔年	
		整数論特論Ⅰ			2		○			1						隔年	
		整数論特論Ⅱ			2		○			1						隔年	
		位相幾何学特論			2		○								1	隔年	
		数理計画特論Ⅰ			2		○			1						隔年	
		数理計画特論Ⅱ			2		○			1						隔年	
		解析学特論Ⅰ			2		○			1						隔年	
		解析学特論Ⅱ			2		○			1						隔年	
		表現論特論Ⅰ			2		○				1					隔年	
		表現論特論Ⅱ			2		○				1					隔年	
		応用確率モデル論Ⅰ			2		○				1					隔年	
		応用確率モデル論Ⅱ			2		○				1					隔年	
		関数解析学特論Ⅰ			2		○			1						隔年	
		関数解析学特論Ⅱ			2		○			1							
	代数学特論		2		○				1								
	数理代数学演習		2			○							1				
	数学基本実践演習		2			○		1									
	小計 (17科目)		—	—	0	34	0	—			3	2	0	0	0	2	
	物理学分野	天体素粒子物理学特論			2		○			1							
		物性物理学特論			2		○			1							
宇宙物理学・宇宙論				2		○			1								
計算物理学特論				2		○				1							
統計力学特論				2		○				1							
物性計測特論				2		○											
物理学特別講義				2		○								1			
小計 (7科目)		—	—	0	14	0	—			3	3	0	0	0	1		
化学分野	錯体化学特論			2		○			1							隔年	
	超分子化学特論			2		○			1								
	無機合成特論			2		○			1								
	物質変換化学論講			2		○			3						オムニバス		
	機能解析化学論講			2		○			4	1					オムニバス		
	化学反応特論			2		○			1								
	物性化学特論			2		○			1								
	コロイド界面化学特論			2		○			1						隔年		
	機能性物質化学特論			2		○			1						隔年		

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員		
化学 分野		地球宇宙化学特論	1・2後			2		○				1						隔年
		化学特別講義Ⅰ	1・2後			1		○								1	隔年	
		化学特別講義Ⅱ	1・2後			1		○								1		
	小計（12科目）		—	—	0	22	0	—			6	2	0	0	0	2		
生物科学 分野		生体機構学各論	1・2前			2		○				2						オムニバス
		進化系統学各論	1・2前			2		○				2						オムニバス
		生態学各論	1・2後			2		○				1						
		タンパク質科学特論	1・2後			2		○				1						
		植物生理化学特論	1・2前			2		○				1						
		生物化学特論	1・2後			2		○				1						
		動物生理学特論	1・2後			2		○				1						
		植物発生学特論	1・2前			2		○				1						
		生体機構学特論	1・2後			2		○				1						
		内分泌学特論	1・2後			2		○				1						隔年
		動物発生学特論	1・2前			2		○				1						
		植物形態学特論	1・2後			2		○				1						
		生態学特論	1・2後			2		○				1						
		古生物学特論	1・2後			2		○				1						
		発生学各論	1・2後			2		○				2						オムニバス
	生命動態学特論	1・2後		2		○					1							
小計（16科目）		—	—	0	32	0	—			11	1	0	0	0	0			
情報科学 分野		知能情報学特論Ⅰ	1・2前			2		○				1						隔年
		知能情報学特論Ⅱ	1・2前			2		○				1						
		ビジュアル情報処理特論	1・2後			2		○				1						
		グラフ理論特論	1・2前			2		○				1						
		セキュリティ技術特論	1・2後			2		○				1						
		プログラミング言語特論	1・2後			2		○					1					
		メディア情報処理特論	1・2後			2		○						1				
		計算機科学数理特論	1・2後			2		○				2						オムニバス
		計算論理学特論	1・2後			2		○				1						
		抽象数理構造特論	1・2前			2		○				1						
		人間情報学特論	1・2前			2		○				1						
		組合せ理論特論	1・2前			2		○				1						
		暗号安全性特論	1・2後			2		○				1						
		非線形解析特論	1・2後			2		○				1						
		数理解析学特論	1・2後			2		○					1					
	知的情報処理特論	1・2前		2		○				1								
	知能情報システム特論	1・2後		2		○				1								
小計（17科目）		—	—	0	34	0	—			11	2	0	1	0	0			
機械工学 分野		材料力学特論	1・2前			2		○				2						オムニバス
		機械材料特論	1・2前			2		○					1					
		熱流体工学特論	1・2前			2		○				2						オムニバス
		機械力学特論	1・2前			2		○				1	1					オムニバス
		制御工学特論	1・2前			2		○				1						
		生産工学特論	1・2前			2		○				2						オムニバス
		材料強度学特論	1・2後			2		○				1						
		工作機械特論	1・2後			2		○				1						
		熱工学特論	1・2後			2		○				1						
		流体工学特論	1・2後			2		○				1						
		機械音響工学特論	1・2後			2		○				1						
		システム制御工学特論	1・2後			2		○				1						
		ロボット工学特論	1・2後			2		○				1						
		構造解析特論	1・2後			2		○				1						
		知能機械特論	1・2後			2		○					1					
		加工学特論	1・2後			2		○									1	
	小計（16科目）		—		—	0	32	0	—			9	2	0	0	0	1	
工学電機 分野分限卒業		電力システム工学特論	1・2後		2		○									1		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員	
専門科目	電気電子情報工学分野	電子デバイス工学特論	1・2前		2		○			1						
		回路学特論	1・2前		2		○			1						
		波動電子工学特論	1・2前		2		○				1					
		通信工学特論	1・2前		2		○			1						
		情報工学特論	1・2前		2		○			1						
		エネルギーシステム工学特論	1・2前		2		○				1					
		電力システム解析特論	1・2前		2		○				1					
		物性工学特論	1・2後		2		○			1						
		電子回路特論	1・2後		2		○			1						
		電磁界理論の応用	1・2後		2		○				1					
		超音波エレクトロニクス	1・2後		2		○			1						
		ディジタルシステム設計論	1・2後		2		○				1					
		情報セキュリティ特論	1・2後		2		○			1						
		再生可能エネルギー工学特論	1・2後		2		○				1					
		通信システム工学特論	1・2後		2		○			1						
		信号処理特論	1・2前		2		○				1					
		システム最適化特論	1・2後		2		○				1					
	小計（18科目）		—	—	0	36	0	—		4	4	0	0	0	1	
	応用化学分野	無機分析化学特論	1・2前		2		○			3						オムニバス・共同（一部）
		合成化学特論	1・2後		2		○								1	
		高分子物性特論	1・2前		2		○			1						
		電気化学特論	1・2前		2		○			1						
		無機結晶化学特論	1・2後		2		○			1						
		フロンティア軌道特論	1・2後		2		○								1	
		分子工学特論	1・2前		2		○			1						
		配位化学特論	1・2後		2		○			1						
		有機金属化学特論	1・2後		2		○			1						
		有機機能材料特論	1・2後		2		○			1						
	小計（10科目）		—	—	0	20	0	—		7	0	0	0	0	2	
	経営デザイン分野	作業工学特論	1・2後		2		○			1						1
		生産管理特論	1・2後		2		○			1						
		生産計画特論	1・2前		2		○			1						
		生産マネジメント工学特論	1・2前		2		○				1					
		知能生産システム工学特論	1・2前		2		○			1						
		品質管理特論	1・2前		2		○									
		システム工学特論	1・2後		2		○			1						
		デザインマネジメント特論	1・2後		2		○			1						
		生産技術特論	1・2前		2		○				1					
		ロジスティクス工学特論	1・2後		2		○			1						
		管理情報システム特論	1・2前		2		○			1						
		プロジェクトマネジメント特論	1・2前		2		○			1						
		人間工学特論	1・2前		2		○			1						
		イノベーションマネジメント特論	1・2前		2		○								1	
		経営工学専門表現特論	1・2後		2		○								1	
	小計（15科目）		—	—	0	30	0	—		6	2	0	0	0	3	
	応用物理学分野	宇宙観測学特論	1・2前		2		○			1						
		人工知能特論	1・2後		2		○				1					
		放射線計測特論	1・2前		2		○			1						
		量子物性特論	1・2前		2		○				1					
		固体物理学特論	1・2前		2		○			1						
		統計物理学特論	1・2前		2		○			1						
		高エネルギー宇宙物理学特論	1・2前		2		○			1						
		基礎光学特論	1・2後		2		○			1						
		物質科学特論	1・2後		2		○				1					
	小計（9科目）		—	—	0	18	0	—		6	3	0	0	0	0	
	生命機能分野	分子生物学特論	1・2前		2		○			1	1					オムニバス
		天然物化学特論	1・2後		2		○			2						オムニバス

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
					必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手	基 幹 教員 以外 の教員 (助手を除く)	
専門科目	生命機能学 分野	食品科学特論	1・2後			2		○			1						隔年 隔年 オムニバス
		化粧品科学特論	1・2前			2		○			1						
		生化学特論	1・2後			2		○			4						
		遺伝子工学特論	1・2前			2		○						1			
		小計(6科目)	—		—	0	12	0	—			7	1	0	0	0	
	演習・研究	理工学演習Ⅰ (アカデミックプレゼンテーション)	1・2前・後		2				○		77	19		1			
		理工学演習Ⅱ	1・2前・後		2				○		77	19		1			
		理工学演習Ⅲ	2前・後		2				○		77	19		1			
		理工学演習Ⅳ	2前・後		2				○		77	19		1			
		理工学研究Ⅰ	1・2前・後		2					○	77	19		1			
		理工学研究Ⅱ	1・2前・後		2					○	77	19		1			
		理工学研究Ⅲ	2前・後		2					○	77	19		1			
		理工学研究Ⅳ	2前・後		2					○	77	19		1			
	小計(8科目)	—	—	16	0	0	—			77	19	0	1	0	0		
合計(167科目)			—	—	16	316	0	—			77	20	0	1	0	17	
学位又は称号	修士(理学)、修士(工学)、修士(情報学)				学位又は学科の分野				理学関係、工学関係								
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等							
本課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで修士論文又は特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 なお、30単位以上の修得においては、共通科目から2単位以上と専門科目の演習・研究科目16単位(必修)を修得するほか、履修上の区分として選択した領域の指定に従い各分野科目から必要な単位を修得すること。										1学年の学期区分				2期			
										1学期の授業期間				14週			
										1時限の授業時間				100分			

- (注)
- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
 - 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
 - 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
 - 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員(助手を除く)」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員(助手を除く)」と読み替えること。
 - 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
 - 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																
（総合理工学研究科建築学専攻博士前期課程）																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹（助手を除く） 教員以外の教員	
共通科目	科学技術英語	1・2前・後			2		○								1	
	先端科学技術特論A	1・2前			2		○			1					11	オムニバス・共同（一部）
	先端科学技術特論B	1・2後			2		○			2					8	オムニバス・共同（一部）
	知的財産特論	1・2後			2		○								1	
	科学技術倫理	1・2前			2		○								1	
	学外研修A	1・2前			2				○	13	4					
	学外研修B	1・2後			2				○	13	4					
	現代解析学序論	1・2前			2		○								3	オムニバス
	環境化学特論	1・2後			2		○								2	オムニバス
	環境分析化学特論	1・2前			2		○								2	オムニバス
	計算化学特論	1・2後			2		※		○	2						オムニバス ※講義
	植物分子生理学特論	1・2後			2		○								4	オムニバス
	総合生物学特別講義A	1・2前			2		○								1	隔年
	総合生物学特別講義B	1・2前			2		○								1	隔年
	物理化学特論	1・2後			2		○								4	オムニバス・共同（一部）
	有機化学特論	1・2前			2		○								3	オムニバス
	小計（16科目）	—	—	0	32	0	—			13	4	0	0	0	34	
専門科目	構造分野	構造安定特論			2		○			1						
		サステナブル建築構造特論			2		○			1						
		地震防災工学特論			2		○			1						
		信頼性設計特論			2		○			1						
		木質構造特論			2		○								1	
		建築基礎特論			2		○			1						
		構造デザイン特論			2		○								1	
		建築生産工業化特論			2		○								1	
		リスクマネジメント特論			2		○			1						
	小計（9科目）	—	—	0	18	0	—			3	0	0	0	0	3	
	環境分野	建築環境特論Ⅰ			2		○			1						
		建築環境特論Ⅱ			2		○				1					
		建築環境特論Ⅲ			2		○			1						
		建築設備特論Ⅰ			2		○								1	
		建築設備特論Ⅱ			2		○			1						
		建築設備特論Ⅲ			2		○			1						
	小計（6科目）	—	—	0	12	0	—			2	1	0	0	0	1	
	デザイン分野	建築計画特論Ⅰ			2		○			1						
		建築計画特論Ⅱ			2		○			1						
		建築設計特論Ⅰ			2		○			1						
		建築設計特論Ⅱ			2		○			1						
		建築設計特論Ⅲ			2		○			1						
		建築設計特論Ⅳ			2		○			1						
	小計（6科目）	—	—	0	12	0	—			3	0	0	0	0	0	
	住生活創造分野	住宅設計特論Ⅰ			2		○			1						
		住宅設計特論Ⅱ			2		○			1						
		居住デザイン史特論Ⅰ			2		○				1					
		居住デザイン史特論Ⅱ			2		○				1					
		生活環境特論Ⅰ			2		○				1					
		生活環境特論Ⅱ			2		○				1					
	小計（6科目）	—	—	0	12	0	—			1	2	0	0	0	0	
	まち 野再生分	都市計画特論Ⅰ			2		○			1						
		都市計画特論Ⅱ			2		○			1						
		建築保存活用特論Ⅰ			2		○			1						
		建築保存活用特論Ⅱ			2		○			1						

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外 の教員 （助手を除く）		
専 門 科 目	まち 再 生 分 野	まちづくり特論Ⅰ	1・2前・後			2		○					1					
		まちづくり特論Ⅱ	1・2前・後			2		○				1						
		建築不動産学特論Ⅰ	1・2前・後			2		○			1							
		建築不動産学特論Ⅱ	1・2前・後			2		○			1							
		小計（8科目）	—	—	0	16	0	—			3	1	0	0	0	0		
	建 築 学 共 通 分 野	Design Process StudioⅠ	1・2前			2		○			1							
		Design Process StudioⅡ	1・2後			2		○			1							
		建築実務実習Ⅰ（構造系）	1前			4				○	2							
		建築実務実習Ⅰ（環境系）	1前			4				○		1						
		建築実務実習Ⅰ（意匠系）	1前			4				○	8	3						
		建築実務実習Ⅱ（構造系）	1後			4				○	2							
		建築実務実習Ⅱ（環境系）	1後			4				○		1						
		建築実務実習Ⅱ（意匠系）	1後			4				○	8	3						
		建築実務実習Ⅲ（構造系）	2前			4				○	2							
		建築実務実習Ⅲ（環境系）	2前			4				○		1						
		建築実務実習Ⅲ（意匠系）	2前			4				○	8	3						
		建築実務実習Ⅳ（構造系）	2後			2				○	2							
		建築実務実習Ⅳ（環境系）	2後			2				○		1						
		建築実務実習Ⅳ（意匠系）	2後			2				○	8	3						
	小計（14科目）	—	—	0	46	0	—			10	4	0	0	0	0			
	輪 講 ・ 特 別 実 験 ・ 特 別 設 計	建築学輪講Ⅰ（構造系）	1前			1				○		3						
		建築学輪講Ⅰ（環境系）	1前			1				○	2	1						
		建築学輪講Ⅰ（意匠系）	1前			1				○	8	3						
		建築学輪講Ⅱ（構造系）	1後			1				○	3							
		建築学輪講Ⅱ（環境系）	1後			1				○	2	1						
		建築学輪講Ⅱ（意匠系）	1後			1				○	8	3						
		建築学輪講Ⅲ（構造系）	2前			1				○	3							
		建築学輪講Ⅲ（環境系）	2前			1				○	2	1						
		建築学輪講Ⅲ（意匠系）	2前			1				○	8	3						
		建築学輪講Ⅳ（構造系）	2後			1				○	3							
		建築学輪講Ⅳ（環境系）	2後			1				○	2	1						
		建築学輪講Ⅳ（意匠系）	2後			1				○	8	3						
		建築学特別実験Ⅰ（構造系）	1前			2					○	3						
		建築学特別実験Ⅰ（環境系）	1前			2					○	2	1					
		建築学特別実験Ⅱ（構造系）	1後			2					○	3						
		建築学特別実験Ⅱ（環境系）	1後			2					○	2	1					
		建築学特別実験Ⅲ（構造系）	2前			2					○	3						
		建築学特別実験Ⅲ（環境系）	2前			2					○	2	1					
		建築学特別実験Ⅳ（構造系）	2後			2					○	3						
		建築学特別実験Ⅳ（環境系）	2後			2					○	2	1					
		建築学特別設計Ⅰ（意匠系）	1前			2					○	8	3					
		建築学特別設計Ⅱ（意匠系）	1後			2					○	8	3					
		建築学特別設計Ⅲ（意匠系）	2前			2					○	8	3					
		建築学特別設計Ⅳ（意匠系）	2後			2					○	8	3					
	小計（24科目）	—	—	0	36	0	—			13	4	0	0	0	0			
合計（89科目）			—	—	0	184	0	—			13	4	0	0	0	38		
学位又は称号		修士（建築学）			学位又は学科の分野				工学関係									
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等									
本課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで修士論文又は特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 なお、30単位以上の修得においては、共通科目から2単位以上と専門科目のうち指導教授が行う輪講・特別実験・特別設計科目から12単位を修得するほか、研究指導教授の属する分野の指定に従い各分野科目から合わせて16単位以上を修得すること。									1 学年の学期区分				2期					
									1 学期の授業期間				14週					
									1 時限の授業時間				100分					

（注）

- 学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関

- する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
 - 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
 - 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
 - 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
 - 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - （1）各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - （2）「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - （3）「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
 - 11 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																
(総合理工学研究科理工学専攻博士後期課程)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外 の教員	
専門科目	理工学特殊研究Ⅰ(講義)	1前		2			○			67	7					
	理工学特殊研究Ⅱ(講義)	1後		2			○			67	7					
	理工学特殊研究Ⅰ(演習)	1前		2				○		66	7					
	理工学特殊研究Ⅱ(演習)	1後		2				○		66	7					
	理工学特殊研究Ⅲ(演習)	2前		2				○		66	7					
	理工学特殊研究Ⅳ(演習)	2後		2				○		66	7					
	理工学特殊研究Ⅴ(演習)	3前		2				○		66	7					
	理工学特殊研究Ⅵ(演習)	3後		2				○		66	7					
	小計(8科目)	—		—	16	0	0	—	—	—	67	7	0	0	0	0
合計(8科目)		—	—	16	0	0	—	—	—	67	7	0	0	0	0	
学位又は称号	博士(理学)、博士(工学)、博士(情報学)			学位又は学科の分野				理学関係、工学関係								
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等							
本課程に3年以上在学して16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで博士論文の審査及び最終試験に合格すること。 なお、16単位の修得においては、指導教授による特殊研究(講義科目4単位及び演習科目12単位)を修得すること。									1学年の学期区分				2期			
									1学期の授業期間				14週			
									1時限の授業時間				100分			

- (注)
- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
 - 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
 - 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
 - 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員(助手を除く)」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員(助手を除く)」と読み替えること。
 - 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
 - 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																
（総合理工学研究科建築学専攻博士後期課程）																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手	基 幹 教 員 以 外 の 教 員	
専 門 科 目	建築構造工学特殊研究Ⅰ（講義）	1前			2		○			2						
	建築構造工学特殊研究Ⅱ（講義）	1後			2		○			2						
	建築構造工学特殊研究Ⅰ（演習）	1前			2			○		2						
	建築構造工学特殊研究Ⅱ（演習）	1後			2			○		2						
	建築構造工学特殊研究Ⅲ（演習）	2前			2			○		2						
	建築構造工学特殊研究Ⅳ（演習）	2後			2			○		2						
	建築構造工学特殊研究Ⅴ（演習）	3前			2			○		2						
	建築構造工学特殊研究Ⅵ（演習）	3後			2			○		2						
	建築都市文化学特殊研究Ⅰ（講義）	1前			2			○		1						
	建築都市文化学特殊研究Ⅱ（講義）	1後			2			○		1						
	建築都市文化学特殊研究Ⅰ（演習）	1前			2				○	1						
	建築都市文化学特殊研究Ⅱ（演習）	1後			2				○	1						
	建築都市文化学特殊研究Ⅲ（演習）	2前			2				○	1						
	建築都市文化学特殊研究Ⅳ（演習）	2後			2				○	1						
	建築都市文化学特殊研究Ⅴ（演習）	3前			2				○	1						
	建築都市文化学特殊研究Ⅵ（演習）	3後			2				○	1						
	建築都市設計学特殊研究Ⅰ（講義）	1前			2				○	2						
	建築都市設計学特殊研究Ⅱ（講義）	1後			2				○	2						
	建築都市設計学特殊研究Ⅰ（演習）	1前			2					○	2					
	建築都市設計学特殊研究Ⅱ（演習）	1後			2					○	2					
	建築都市設計学特殊研究Ⅲ（演習）	2前			2					○	2					
	建築都市設計学特殊研究Ⅳ（演習）	2後			2					○	2					
	建築都市設計学特殊研究Ⅴ（演習）	3前			2					○	2					
	建築都市設計学特殊研究Ⅵ（演習）	3後			2					○	2					
	建築環境工学特殊研究Ⅰ（講義）	1前			2				○		1	1				
	建築環境工学特殊研究Ⅱ（講義）	1後			2				○		1	1				
	建築環境工学特殊研究Ⅰ（演習）	1前			2					○	1					
	建築環境工学特殊研究Ⅱ（演習）	1後			2					○	1					
	建築環境工学特殊研究Ⅲ（演習）	2前			2					○	1					
	建築環境工学特殊研究Ⅳ（演習）	2後			2					○	1					
	建築環境工学特殊研究Ⅴ（演習）	3前			2					○	1					
	建築環境工学特殊研究Ⅵ（演習）	3後			2					○	1					
小計（32科目）	—	—	—	0	64	0	—	—	6	1	0	0	0	0	0	
合計（32科目）		—	—	0	64	0	—	—	6	1	0	0	0	0	0	
学位又は称号	博士（建築学）			学位又は学科の分野				工学関係								
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等							
本課程に3年以上在学して16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで博士論文の審査及び最終試験に合格すること。 なお、16単位以上の修得においては、指導教授による特殊研究（講義科目4単位及び演習科目12単位）を修得すること。									1 学年の学期区分			2期				
									1 学期の授業期間			14週				
									1 時限の授業時間			100分				

（注）

- 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 「主要授業科目」の欄は，授業科目が主要授業科目に該当する場合，欄に「○」を記入すること。なお，高等専門学校の学科を設置する場合は，「主要授業科目」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 「単位数」の欄は，各授業科目について，「必修」，「選択」，「自由」のうち，該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

目次：設置の趣旨等を記載した書類

- 1 設置の趣旨及び必要性
 - (1) 総合理工学研究科の設置の趣旨及び必要性
 - (2) 総合理工学研究科で養成する人材像
 - (3) 教育研究上の目的及び3つのポリシー
 - (4) 組織として研究対象とする中心的な学問分野
- 2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称
 - (1) 研究科・専攻の名称
 - (2) 学位の名称
- 3 教育課程の編成の考え方及び特色
 - (1) 教育課程編成の考え方
 - (2) 単位時間数の考え方及び授業期間の設定
- 4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件
 - (1) 教育方法
 - (2) 履修指導の方法
 - (3) 研究指導の方法
 - (4) 学位論文審査体制
 - (5) 研究倫理審査体制
 - (6) 修了要件
- 5 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合
- 6 基礎となる学部（又は博士前期課程）との関係
 - (1) 基礎となる学部との関係
 - (2) 博士前期課程と博士後期課程との関係
- 7 取得可能な資格
 - (1) 理工学専攻博士前期課程
 - (2) 建築学専攻博士前期課程
- 8 入学者選抜の概要
 - (1) 受入方針（アドミッション・ポリシー）
 - (2) 選抜方法
 - (3) 選抜体制
 - (4) アドミッション・ポリシーの各項目と入学者選抜方法の整合性
 - (5) 留学生の経費支弁能力の確認方法及び在籍管理方法
- 9 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色
- 10 研究の実施についての考え方、体制、取組
 - (1) 研究の実施についての考え方
 - (2) 研究の推進のための体制
 - (3) 技術職員及びURAの配置
- 11 施設・設備等の整備計画
 - (1) 校地、運動場の整備計画

- (2) 校舎等施設の整備計画
- (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画
- 1 2 管理運営
 - (1) 研究科委員会
 - (2) 博士後期課程専門委員会
 - (3) 総合理工学研究科運営委員会
 - (4) 領域会議・専攻会議
- 1 3 自己点検・評価
 - (1) 自己点検・評価の実施体制、活動状況等
 - (2) 自己点検・評価の基本項目
 - (3) 第三者評価
- 1 4 情報の公表
 - (1) 情報の提供の基本方針
 - (2) 情報の提供の基本項目
- 1 5 教育内容等の改善のための組織的な研修等
 - (1) FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動
 - (2) SD（スタッフ・ディベロップメント）活動

設置の趣旨等を記載した書類

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 総合理工学研究科の設置の趣旨及び必要性

現代社会は、人口増加、食糧問題、環境汚染、資源エネルギーの枯渇など、地球規模の課題に直面し、複雑化と多様化が進行している。このような不確実性の時代において、持続可能で包摂性のある未来を築くためには、不変の原理原則に基づく基盤知識を深めるとともに、全体を俯瞰して社会に応用・還元する取組がより一層重要となっている。

本学においても、これまで理学研究科及び工学研究科において、それぞれ高度な専門教育及び研究指導を行い、多様な分野で活躍する人材の養成等を通じて、こうした取組の一翼を担ってきた。しかしながら、近年の科学技術の発展はめざましく、多様な分野の知見や技術の統合によって新たな価値の創造が期待される一方、産業構造も多様化かつ高度化し、社会における諸問題の解決には、理学と工学の融合や、急速な進化を遂げるAIや情報技術に対応した総合的かつ学際的なアプローチ及び人材が必要となってきた。

このような状況を踏まえ、本学では、既設の理学研究科及び工学研究科を発展的に改組し、新たに「総合理工学研究科」を設置する。総合理工学研究科では、理学と工学を融合した総合的かつ学際的な教育課程の設置と研究指導体制の編制により、学生が主たる専門分野に加え関連分野の知識を体系的に修得し、複雑な社会課題に対して多面的にアプローチできる能力を育成する。これにより、科学技術の活用とイノベーションを促進し、工学技術を援用した自然科学の発展、自然科学の成果を活用した工学分野及び工業分野の発展を担う人材を養成することとする。

(2) 総合理工学研究科で養成する人材像

総合理工学研究科は、理学と工学を跨ぐ多様な専門分野の融合を図り、科学技術の活用とイノベーションを促進することで、工学技術を援用した自然科学の発展を担う人材や自然科学の成果を活用した工学を含む科学技術の発展を担う人材の育成を目的としており、各専攻における養成する人材像を以下のとおり定めている。

ア 博士前期課程

総合理工学研究科の博士前期課程は、理学、工学、情報学又は建築学に関する基礎知識及びその応用能力を有し、グローバル化社会における現代の複雑な問題を異分野融合による幅広い視野に立って解明することのできる科学技術分野の中核として未来を支える研究者及び高度専門職業人の育成を目的とする。これは、中央教育審議会による「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」（2005年9月）において、修士課程は「幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う課程であり、①高度専門職業人の養成、②知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程、あるいは、③研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応することが求められる」と示されていることを踏まえ、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の

養成」に重点を置くものである。

なお、理工学専攻においては、中学校教諭専修免許状（数学、理科）及び高等学校教諭専修免許状（数学、理科、情報、工業）の教職課程を設置し、優れた教師人材の養成機能を担うこととする。

総合理工学研究科の博士前期課程の下に設置する2つの専攻においては、研究科の教育研究上の目的等に基づき、以下のとおり教育研究上の目的等を定めるものとする。

① 理工学専攻

理工学専攻の博士前期課程は、自然科学及び工学に関する基礎知識並びにその応用能力を有し、異分野融合による幅広い視野に立って複雑化・高度化する問題を解明するなど、人間の豊かな暮らしや持続可能な社会を支える研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。ここでいう異分野融合による幅広い視野とは、共通科目の履修、理学・工学・情報学にまたがる専門科目群の学修、及び演習・研究指導を通じて、各自の主たる専門分野を基盤としつつ、関連領域の知見も踏まえて研究課題を多面的に捉える力を養うことを意味する。これにより、学生は高度な専門性と分野横断的な視点の双方を身に付け、複雑化・高度化する諸課題に対応できる能力を修得する。

② 建築学専攻

建築学専攻の博士前期課程は、様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることによって、人間の多様な営みにとって使いやすく、安全で快適、かつ感動を呼ぶ持続可能な空間や形態・環境を創造し、先端的知識を要求される建築の諸分野の問題に、積極的に立ち向かえる専門的技術者を養成することを目的とする。

イ 博士後期課程

総合理工学研究科の博士後期課程は、理学、工学、情報学又は建築学に関する高度な基礎的かつ専門的知識を身に付けることで、時代の趨勢や社会の要請を踏まえて新たな価値を提供することのできる創造性豊かな優れた研究者及び確かな教育能力と高い研究能力を有する大学教員の育成を目的とする。

これは、中央教育審議会による「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」（2005年9月）において、博士課程は「研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う課程であり、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産業界や行政など多様な研究・教育機関の中核を担う研究者や、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程として明確な役割を担うことが求められる」と示されていることを踏まえ、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」と、その延長線上として「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」に重点を置くものである。

総合理工学研究科の博士後期課程の下に設置する2つの専攻においては、研究科の教育研究上の目的等に基づき、以下のとおり教育研究上の目的等を定めるものと

する。

① 理工学専攻

自然科学及び工学に関する基礎的かつ高度な専門的知識を有し、時代の趨勢や社会の要請を踏まえた新たな価値を提供することのできる創造性豊かな優れた研究者及び高度専門職業人並びに確かな教育・研究能力を有する大学教員を養成することを目的とする。

② 建築学専攻

様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることによって、人間の多様な営みにとって使いやすく、安全で快適、かつ感動を呼ぶ持続可能な空間や形態・環境を創造することを高度に達成し、先端的知識と技術を要求される建築の諸分野で、率先して新しい建築分野を切り開くことのできる高度な研究者及び専門技術者を養成することを目的とする。

(3) 教育研究上の目的及び3つのポリシー

総合理工学研究科は、各専攻において、その教育研究上の目的等に基づき、以下のとおり3つのポリシーを定めるものとする。

ア 博士前期課程

総合理工学研究科の博士前期課程は、自然科学及び工学に関する基礎知識並びにその応用能力を有し、異分野融合による幅広い視野に立って複雑化・高度化する問題を解明するなど、人間の豊かな暮らしや持続可能な社会を支える研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

総合理工学研究科の下に設置する2つの専攻においては、研究科の教育研究上の目的等に基づき、次のとおり教育研究上の目的等を定める。

① 理工学専攻

理工学専攻の博士前期課程は、理学、工学の各専門領域に関する実践的な教育を通じて、基礎知識及び応用能力を身に付けるとともに、異分野を融合した幅広い視野を養うことで、科学技術分野の中核として未来を支える研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

なお、教育研究上の目的を踏まえ、次のとおり3つのポリシーを定める。

(ア) ディプロマ・ポリシー

本専攻博士前期課程において所定の単位を修得し、修士論文又は特定の課題の審査及び最終試験に合格した者には、以下に掲げる能力等を身に付けていると判断し、履修した領域に応じて、修士（理学）、修士（工学）又は修士（情報学）の学位を授与する。

(DP1) 自然現象の深い理解から社会課題の解決までを一貫して捉えられる視座と技術者又は研究者としての高い倫理観を身に付けている。

(DP2) 協調性と積極性とを併せ持ち、他者と協力して研究開発を遂行する能力を身に付けている。

(DP3) 専門に関する英語の文献等を理解し、かつ、その内容について高度な専門知識に裏付けられた論理的な説明や議論を行うことができる能力を身に付けている。

(DP4) 理学、工学又は情報学の各専門領域に関する高度の専門知識と技能を身に付けている。

(DP5) 複雑かつ予測困難な課題に取り組むための理工学の諸領域に関する知識を体系的に身に付け、それを応用して作業仮説・方法論を立て

解決に取り組む力を身に付けている。

(イ) カリキュラム・ポリシー

本専攻博士前期課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、科学技術の未来を支える優れた能力、及び専門基礎知識の修得を通して、自分の考えを表現するためのプレゼンテーション能力の涵養をも含め、知識基盤社会で活躍できる基礎専門能力を習得させるために、次に掲げる方針で教育課程を編成している。

(教育課程の編成方針)

- (C P 1) 理学における自然の本質探究及び工学における知の社会実装の両視点を融合した科目や、境界領域又は関連領域の連携による科目を配置する。
- (C P 2) 技術者又は研究者としての倫理や社会的責任を理解するための科目を配置する。
- (C P 3) 国際的感性及びコミュニケーション能力の涵養を図るために、科学技術に関する英語科目を配置する。
- (C P 4) 専門に関する高度な知識に加え、境界領域又は関連領域に関する幅広い知識を身に付けることができるよう11の専門領域(数学・物理学・化学・生物科学・情報学・機械工学・電気電子情報工学・応用化学・経営デザイン・応用物理学・生命機能学)に関する科目を配置する。
- (C P 5) 自己の研究課題の設定により、指導教員の下で高度の専門的な研究を進め、修士論文の作成に結びつけるための科目を配置する。

(教育の方法と評価)

- ・ 指導教員だけでなく、アドバイザー(副指導教員)を含む複数指導制度を設ける。
- ・ 国内外の学会発表において研究成果を発表することで、学外の社会と関わりながら研究をまとめる能力を涵養する。
- ・ T A (ティーチング・アシスタント) として教育能力を高める経験を積む機会を用意する。
- ・ 単位制度の実質化を図るため、成績評価を厳格化するとともに、成績評価の方法及び基準(修士論文基準を含む)を明確化し、それを公表する。
- ・ 中間審査において、研究の進捗を評価する。
- ・ 修士論文と、その内容に関する口頭発表を審査することで、修士として必要な能力を身に付けているかを評価する。

(資料1) カリキュラムマップ

(ウ) アドミッション・ポリシー

本専攻博士前期課程は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、次に掲げる方針で入学者を受け入れる。

- (A P 1) 理学、工学又は情報学の各専門領域に関する基礎学力を有する人
- (A P 2) 英語で書かれた専門分野の教科書が理解できる程度の英語能力(日本語を母語としない場合は日本語能力を含む)のある人
- (A P 3) 境界領域も含めた専門分野をより深く修得することで、自然の摂理を理解・解明し、応用的観点から基礎知識の深化と研究を推進する意欲や、人類社会にとって有用な技術開発を行うことに意欲を有する人

② 建築学専攻

建築学専攻の博士前期課程は、「様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、

それらの最善の総合化を図ることによって、人間の多様な営みにとって使いやすく、安全で快適、かつ感動を呼ぶ持続可能な空間や形態・環境を創造すること」という『建築の目的』を達成できる人材として、先端的知識を要求される問題にも直ちに参加できる技術者及び専門家の育成を目的とする。

(ア) ディプロマ・ポリシー

本専攻博士前期課程において所定の単位を修得し、修士論文又は特定の課題の審査及び最終試験に合格した者には、以下に掲げる能力等を身に付けていると判断し、修士（建築学）の学位を授与する。

- (DP1) 自然現象の深い理解から社会課題の解決までを一貫して捉えられる視座と、技術者又は研究者としての高い倫理観を身に付けている。
- (DP2) 多様化する社会に関する幅広い視野と教養を身に付けている。
- (DP3) 専門に関する英語の文献等を理解し、かつ、その内容について高度な専門知識に裏付けられた論理的な説明や議論を行うことができる能力を身に付けている。
- (DP4) 建築分野の急速な技術進歩へ適応できる能力を身に付けている。
- (DP5) 建築分野の産業的観点及び学術的観点から重要とされる課題を解決できる研究推進能力を身に付けている。

(イ) カリキュラム・ポリシー

本専攻博士前期課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、多様な興味や関心で育まれる広い知識や教養とともに新しい諸技術を総合化していく能力及び、自らの力を発揮し、社会で自らの役割を担うためのコミュニケーション能力を習得させるために、次に掲げる方針で教育課程を編成している。

(教育課程の編成方針)

- (CP1) 理学における自然の本質探究及び工学における知の社会実装の両視点を融合した科目や、境界領域又は関連領域の連携による科目を配置する。
- (CP2) 技術者又は専門家としての倫理や社会的責任を理解するための科目を配置する。
- (CP3) 国際的感性及びコミュニケーション能力の涵養を図るために、科学技術に関する英語科目を配置する。
- (CP4) 指導教員の下、産業的観点及び学術的観点から重要な研究課題に取り組むことで、積極的に社会と関わり、様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることができる能力を育成するための科目を配置する。
- (CP5) 建築構造、建築デザイン、建築環境に関する専門分野の中から、各自の専門及び専門以外の関連分野に関する高度の知識を身に付けるための科目を配置する。

(教育の方法と評価)

- ・ 指導教員だけでなく、アドバイザー（副指導教員）を含む複数指導制度を設ける。
- ・ 国内外の学会発表において研究成果を発表することで、学外の社会と関わりながら研究をまとめる能力を涵養する。
- ・ TA（ティーチング・アシスタント）として、教育能力を高める経験を積む機会を用意する。
- ・ 単位制度の実質化を図るため、成績評価を厳格化するとともに、成績評価の

方法及び基準（修士論文基準を含む）を明確化し、それを公表する。

- ・ 中間審査において、研究の進捗を評価する。
- ・ 修士論文と、その内容に関する口頭発表を審査することで、修士として必要な能力を身に付けているかを評価する。

（資料1）カリキュラムマップ

（ウ） アドミッション・ポリシー

本専攻博士前期課程は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、次に掲げる方針で入学者を受け入れる。

- （AP1）建築計画、建築環境・建築設備、建築法規、建築構造、建築施工の各分野における十分な基礎学力を有する人
- （AP2）英語で書かれた専門分野の教科書が理解できる程度の英語能力（日本語を母語としない場合は日本語能力を含む）のある人
- （AP3）様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることのできる人
- （AP4）人間の多様な営みにおいて使いやすく、安全かつ快適で、感動を呼ぶ持続可能な空間や形態及び環境を創造することのできる人
- （AP5）研究成果を学会に発表したり、設計競技に応募したり、他者と力を合わせてまちづくりに参加したりするなど、積極的に社会と関わり合いを持つ意欲のある人
- （AP6）一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、一級施工管理技師、技術士等の資格修得を目指す人

イ 博士後期課程

総合理工学研究科の博士後期課程は、自然科学及び工学に関する基礎的かつ高度な専門的知識を身に付けることで、時代の趨勢や社会の要請を踏まえた新たな価値を提供することのできる創造性豊かな優れた研究者及び高度専門職業人並びに確かな教育・研究能力を有する大学教員の育成を目的とする。

総合理工学研究科の下に設置する2つの専攻においては、研究科の教育研究上の目的等に基づき、次のとおり教育研究上の目的等を定める。

① 理工学専攻

理工学専攻の博士後期課程は、理学、工学の各専門領域に関する基礎的かつ高度な専門的知識を身に付けることで、科学技術のさらなる発展とイノベーションの創出を担う優れた研究・開発能力を有する研究者及び確かな教育・研究能力を有する大学教員を育成することを目的とする。

（ア）ディプロマ・ポリシー

本専攻博士後期課程において所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、以下に掲げる能力等を身に付けていると判断し、履修した領域に応じて、博士（理学）、博士（工学）又は博士（情報学）の学位を授与する。

- （DP1）研究者や大学教員としての高い倫理観並びに資質及び能力を身に付けている。
- （DP2）自立した研究者として、課題設定から成果発表までの一連の研究活動を独力で実践する能力を身に付けている。
- （DP3）国際会議等で研究成果を英語で発表し、他の研究者と討議を重ね、論文等にまとめる能力を身に付けている。
- （DP4）高度な専門知識と豊かな学識に裏付けられた論理的な説明や議論を行う能力を持つことで、他者と協力して研究やプロジェクトを遂行

するマネジメント能力やリーダーとしての資質を身に付けている。
(D P 5) 理学、工学又は情報学の各専門領域に関する最先端の専門知識と関連領域に関する豊かな学識を身に付けている。

(D P 6) 周辺分野との関連を広く把握し、時代の変化や社会の要請に応じて新しい理論を構築し、技術革新を担うことのできる創造性豊かな研究・開発能力を身に付けている。

(イ) カリキュラム・ポリシー

本専攻博士後期課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、人間社会と地球環境を取りまく複雑な諸問題を総合的に見通す広い視野と、深い洞察力をもって、自らの知的資産を最大限に活用しうる能力の涵養を通して、知識社会で活躍できる高度専門能力を習得させるために、次に掲げる方針で教育課程を編成している。

(教育課程の編成方針)

(C P 1) 高度な学術研究に豊富に接することにより、基盤となる豊かな知的学識を培うための講義科目を配置する。研究活動における企画力や公表力、自立力などを磨くとともに、自ら研究課題を設定し、指導教員の下、多様な研究活動の場を通じて研鑽を積むことで、博士論文の作成へと結びつけるための演習科目を配置する。

(教育の方法と評価)

- ・ 教員の指導の下に、学部学生や博士前期課程学生を率いて高度な研究課題を解決する能力やグループを統率する能力を涵養し、専門的な研究開発能力を育成する。
- ・ 指導教員だけでなく、アドバイザー（副指導教員）を含む複数指導制度を設ける。
- ・ 国内外の学会発表において研究成果を発表することで、学外の社会と関わりながら、他の研究者と討議する能力や国際的コミュニケーション能力を涵養する。
- ・ 英語で学術論文を作成することで、研究の成果を日本語だけでなく英語でまとめる能力を涵養する。
- ・ T A（ティーチング・アシスタント）に就くことで、教育能力を高める経験を積む機会を用意する。
- ・ 単位制度の実質化を図るため、成績評価を厳格化するとともに成績評価の方法及び基準（博士論文基準を含む）を明確化し、公表する。
- ・ 予備審査において、研究の進捗を評価する。
- ・ 博士論文と、その内容に関する口頭発表を審査することで、博士として必要な能力を身に付けているか評価する。

(資料1) カリキュラムマップ

(ウ) アドミッション・ポリシー

本専攻博士後期課程は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、次に掲げる方針で入学者を受け入れる。

(A P 1) 理学、工学又は情報学の各領域分野における高度な学力を有する人

(A P 2) 英語で書かれた専門分野の学術論文を読むことができる英語読解力（日本語を母語としない場合は日本語能力を含む）を有し、論文を執筆できる英語作文力を修得する意欲のある人

(A P 3) 自ら新たな問題を発掘し、それを解決する意欲を持ち、知識基盤社会

において指導的役割を果たし活躍することを目指す人

② 建築学専攻

建築学専攻の博士後期課程は、「様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることによって、人間の多様な営みにとって使いやすく、安全で快適、かつ感動を呼ぶ持続可能な空間や形態・環境を創造すること」という『建築の目的』を高度に達成できる人材として、研究者及び高度専門職業人の育成を目的とする。

(ア) ディプロマ・ポリシー

本専攻博士後期課程において所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、以下に掲げる能力等を身に付けていると判断し、博士（建築学）の学位を授与する。

- (DP1) 多様化する社会に関する幅広い視野と教養を身に付けている。
- (DP2) 研究の成果を日本語や英語で発表し、論文としてまとめる能力を身に付けている。
- (DP3) 論理的な思考力とプレゼンテーション能力を身に付けている。
- (DP4) 建築分野の急速な技術進歩へ適応できる高い能力を身に付けている。
- (DP5) 建築分野の産業的及び学術的観点から重要とされる課題を見出す、これを解決できる高い研究推進能力を身に付けている。

(イ) カリキュラム・ポリシー

本専攻博士後期課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、建築分野の専門知識と、新しい諸技術を総合化し応用していく能力、また高度なコミュニケーション及びプレゼンテーション能力を習得させるために、次に掲げる方針で教育課程を編成している。

(教育課程の編成方針)

- (CP1) 自主性を大切にしつつ、教員の助言の下で、様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることができるよう、社会との結びつきを重視しながら研鑽を積むことのできる科目を配置する。
- (CP2) 建築構造、建築デザイン、建築環境に関する専門分野の中から、各自の専門に関する高度な最先端の学術的知識を身に付けるための科目を配置する。

(教育の方法と評価)

- ・ 教員の指導の下に、学部学生や博士前期課程学生を率いて高度な研究課題を解決する能力やグループを統率する能力を涵養し、専門的な研究開発能力を育成する。
- ・ 指導教員だけでなく、アドバイザー（副指導教員）を含む複数指導制度を設ける。
- ・ 国内外の学会発表において研究成果を発表することで、学外の社会と関わりながら、他の研究者と討議する能力や国際的コミュニケーション能力を涵養する。
- ・ 英語で学術論文を作成することで、研究の成果を日本語だけでなく英語でまとめる能力を涵養する。
- ・ TA（ティーチング・アシスタント）に就くことで、教育能力を高める経験を積む機会を用意する。

- ・ 単位制度の実質化を図るため、成績評価を厳格化するとともに成績評価の方法及び基準（博士論文基準を含む）を明確化し、公表する。
- ・ 予備審査において、研究の進捗を評価する。
- ・ 博士論文と、その内容に関する口頭発表を審査することで、博士として必要な能力を身に付けているか評価する。

（資料1）カリキュラムマップ

（ウ） アドミッション・ポリシー

本専攻博士後期課程は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、次に掲げる方針で入学者を受け入れる。

（A P 1）建築計画、建築環境・建築設備、建築法規、建築構造、建築施工の各分野における高度な学力を有する人

（A P 2）英語で書かれた専門分野の学術論文を読むことができる英語読解力（日本語を母語としない場合は日本語能力を含む）を有し、論文を執筆できる英語作文力を修得する意欲のある人

（A P 3）自ら新たな問題を発掘し、それを解決する意欲を持つ人

（A P 4）研究者並びに高度専門技術者として建築の各専門分野で活躍することを目指す人

（4）組織として研究対象とする中心的な学問分野

総合理工学研究科理工学専攻は、研究対象とする中心的な学問分野を「理工学分野」とし、その中でも数学、物理学、化学、生物科学、機械工学、電気電子情報工学、経営デザイン、応用物理学、応用化学、生命機能学、計算機科学又はシステム数理等、理学と工学に跨る多様な専門分野の融合を図ることで、科学技術の活用とイノベーションの促進を目指す。

また、総合理工学研究科建築学専攻は、研究対象とする中心的な学問分野を「建築学分野」とし、建築構造・材料、防火・防災、建築環境工学、建築デザイン、建築計画、建築歴史・意匠、生活学、都市計画、建築社会システム等、細分化された研究分野を横断しつつ、これら多様な分野を包含することで、建築学専攻全体としての研究の活性化を目指す。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科及び専攻の名称は、教育研究の分野を適切に表現することや、国際的な通用性に鑑み、次のとおりとする。

（1）研究科・専攻の名称

総合理工学研究科 Graduate School of Integrative Science and Engineering

理工学専攻 Course of Science and Engineering

建築学専攻 Course of Architecture and Building Engineering

（2）学位の名称

① 理工学専攻

理工学専攻は、諸分野に跨る総合的かつ学際的な教育研究指導体制を備えた専攻となるが、既設の理学研究科理学専攻及び工学研究科工学専攻における高い専門性を維持することから、専攻内の各領域に基づく学位プログラムとして、次のとおり複数の学位に付記する専攻分野の名称を定める。

ア 数学領域、物理学領域、化学領域及び生物科学領域

修士（理学） Master of Science

博士（理学） Doctor of Science

イ 機械工学領域、電気電子情報工学領域、応用化学領域、経営デザイン領域、
応用物理学領域及び生命機能学領域

修士（工学） Master of Engineering

博士（工学） Doctor of Engineering

ウ 情報学領域

修士（情報学） Master of Informatics

博士（情報学） Doctor of Informatics

② 建築学専攻

修士（建築学） Master of Architecture and Building Engineering

博士（建築学） Doctor of Architecture and Building Engineering

3 教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程編成の考え方

総合理工学研究科は、区分制博士課程として設置する計画としており、博士前期課程が制度的に修士課程として取り扱うものとされていることから、博士前期課程を修了した段階で就職する学生が相当数いることに配慮するとともに、区分制博士課程における博士前期課程及び博士後期課程それぞれの役割や目的などを十分に踏まえ、「1 設置の趣旨及び必要性」で示したカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成する。

なお、理工学専攻における分野横断性は、複数の学問分野の教員を配置することのみによって担保されるものではなく、教育課程上、共通科目、分野別専門科目及び演習・研究を有機的に組み合わせることにより具体化している。すなわち、共通科目として科学技術英語、先端科学技術特論 A・B、知的財産特論、科学技術倫理、学外研修 A・B を配置するとともに、専門科目として数学、物理学、化学、生物科学、情報学、機械工学、電気電子情報工学、応用化学、経営デザイン、応用物理学及び生命機能学の各分野の科目群を設けている。これにより、学生は主たる研究領域における専門性を深めつつ、共通科目及び演習・研究を通じて異分野の知見や視点に接し、自らの研究課題を広い視野から捉えることができる教育課程としている。

ア 博士前期課程

① 理工学専攻

理工学専攻博士前期課程においては、共通科目に、専攻に囚われない学際的・横断的な研究が抵抗なく進められるよう、数学、物理学、情報科学、化学、生物科学の各分野の大学院レベルの基礎的、導入的な科目を配置している。

また、グローバル化をはじめとする、多様に発展する社会の様々な分野で活躍する人材の養成に応えるための科目として、欧米の教科書や論文を読む力の涵養と会話力、プレゼンテーション能力の向上を目的とした選択科目の「科学技術英語」、インターンシップ科目である「学外研修 A・B」を設けている。

さらに、専門科目として「数学」「物理学」「化学」「生物科学」「情報学」「機械工学」「電気電子情報工学」「応用化学」「経営デザイン」「応用物理学」「生命機能学」の各分野に関する知識を深めるための科目を設けている。

そのうえで、自己の研究課題の設定から論文指導を繰り返しながら、修士論文の作成へと結びつけていくことを目的とした演習科目及び実験実習科目として、「理工学演習Ⅰ～Ⅳ」「理工学研究Ⅰ～Ⅳ」を配置している。

② 建築学専攻

建築学専攻博士前期課程においては、共通科目に、専攻に囚われない学際的・横断的な研究が抵抗なく進められるよう、数学、物理学、情報科学、化学、生物科学の各分野の大学院レベルの基礎的、導入的な科目を配置している。

また、グローバル化をはじめとする、多様に発展する社会の様々な分野で活躍する人材の養成に応えるための科目として、欧米の教科書や論文を読む力の涵養と会話力、プレゼンテーション能力の向上を目的とした選択科目の「科学技術英語」、インターンシップ科目である「学外研修A・B」を設けている。

さらに、専門科目として「構造」「環境」「デザイン」「住生活創造」「まち再生」の建築の各分野に関する知識を深めるための科目を設けているほか、建築設計・構造・環境設備に関する実務能力を総合的に養成する実習科目として「建築実務実習Ⅰ～Ⅳ」を配置している。

そのうえで、自己の研究課題の設定から論文指導を繰り返しながら、修士論文の作成へと結びつけていくことを目的とした演習科目及び実験実習科目として、「建築学輪講Ⅰ～Ⅳ」「建築学特別実験Ⅰ～Ⅳ」「建築学特別設計Ⅰ～Ⅳ」を配置している。

イ 博士後期課程

① 理工学専攻

理工学専攻博士後期課程においては、「数学」「物理学」「化学」「生物科学」「情報学」「機械工学」「電気電子情報工学」「応用化学」「経営デザイン」「応用物理学」「生命機能学」の各分野の博士論文執筆に不可欠な当該分野の高度で幅広い専門知識を養成し、自己の研究内容について深く掘り下げることを目的とした講義科目として、「理工学特殊研究Ⅰ・Ⅱ（講義）」を配置している。

また、学生ごとの研究テーマに即して研究指導を行い、自立した研究者として必要な高度な研究能力を養成することに加え、博士論文の指導を行うための科目として「理工学特殊研究Ⅰ～Ⅵ（演習）」を配置している。

② 建築学専攻

建築学専攻博士後期課程においては、「建築構造工学」「建築都市文化学」「建築都市設計学」「建築環境工学」の各分野において自らが研究テーマとする分野に関して造詣を深めると共にその研究能力を高め、当該研究分野において研究を推進するための知識、経験を深めることを目的とした「特殊研究Ⅰ・Ⅱ（講義）」を配置している。

また、学生ごとの研究テーマに即した文献調査、実験、解析、設計、フィールドワーク等を実践し、自らの研究計画を立案しこれを実行することに加え、博士論文の指導を行うための科目として「特殊研究Ⅰ～Ⅵ（演習）」を配置している。

（2）単位時間数の考え方及び授業期間の設定

本学の各授業科目の単位数は、大学院設置基準第15条で準用することとされている大学設置基準第21条の規定に基づき、「神奈川大学大学院学則」において「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする」ことを定めており、これに従い計算している。

また、本学の大学院の教育課程は、セメスター制を採用しており、本研究科についても、1年間を2セメスター（前学期・後学期）とし、博士前期課程においては

2年の履修期間（4セメスター）、博士後期課程においては3年の履修期間（6セメスター）となり、各学期の授業科目はそれぞれ14週、通年の授業科目は年間28週の授業期間としている。

4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（1）教育方法

総合理工学研究科は、「3 教育課程の編成の考え方及び特色」に基づいて、博士前期課程においては、共通科目及び専門科目を、博士後期課程においては、「特殊研究」の講義科目、演習科目又は実験実習科目をそれぞれ配置している。

また、授業科目は各教員の研究領域別に配置しているが、特に分野を跨った研究テーマを選択した学生には、後述する履修指導により、個別に適切な科目選択を指導することとしている。

さらに、成績の評価については、大学の社会的な責任と学生の修了時における質の確保を図るために、学生に対して、あらかじめ各授業科目の成績評価基準や成績評価方法などを明示することにより、厳格な成績評価を実施する。

（2）履修指導の方法

講義科目の履修、演習科目の履修による学位論文作成に関する研究活動、学位論文審査を段階的かつ継続性を持って行うことによって学生を学位授与へと円滑に導くために、組織的な履修指導体制の整備を図ることとする。具体的には以下の履修指導を行うこととする。

ア 履修オリエンテーション、ガイダンス等の実施

各年度初めにオリエンテーション、ガイダンス及び指導教員による個別履修相談を実施することにより、入学から修了までの継続的な履修指導を実践する。

イ 履修モデルの提示

修了までの学習計画に基づく体系的な科目履修が可能となるように配慮するとともに、大学院教育における人材養成の目的への理解を促進するため、博士前期課程における研究指導教員の研究領域に対応した典型的な履修モデルを提示する。

（資料2）履修モデル

ウ 授業計画・オフィスアワーの明示

学生が主体的に学修に取り組めるよう、各授業科目の学修目標、授業計画、授業方法、成績評価方法に加えて、事前学習・事後学習を盛り込んだシラバスを明示する。また、シラバスにオフィスアワーの情報も記載することによって、各教員の個別指導の時間を確保する。

（3）研究指導の方法

博士前期課程及び博士後期課程ともに、入学後に決定された指導教員の指導に基づき、研究課題の設定及び研究計画の策定をもって学位論文作成に向けた研究指導を開始する。

また、論文作成の過程において中間審査等を実施することにより、学位論文に係る研究の進捗状況を確認することとしている。併せてこの間、自己の研究テーマに関連する学会での発表を行う。

さらに、修了試験として、博士前期課程、博士後期課程ともに専攻分野に関する理解度や研究能力を把握するため口頭試問による最終試験を実施する。また、博士後期課程についてはさらに公聴会を行うことで、学位の質の担保を図るとともに、学位の水準や審査の透明性、客観性を確保するため、博士学位論文の全文若しくはその要旨を本学学術機関リポジトリ上に公開することで、広く社会に公表すること

とし、博士の論文審査においては、論文審査委員名を公表する。

(資料3) 修了までのスケジュール

(4) 学位論文審査体制

学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査については、「神奈川大学大学院学則」の定めるところにより研究科委員会が行うこととする。研究科委員会は、「神奈川大学学位規程」に基づき、学位論文の審査委員として、指導教員を主査として総合理工学研究科の担当教員3人以上からなる審査委員会を組織する。

審査委員は学位論文の審査等を行うこととし、学位論文提出者の最終試験については、学位論文を中心とした関連科目についての口述試験により実施することとしている。

なお、研究科委員会は、審査委員の報告に基づき審議を行い、学位を授与すべきか否かを決議することとしている。学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。また、研究科委員会は、学位論文提出者に対して学位論文発表会を開催し、提出者にその論文内容の報告を求めることとしている。

(5) 研究倫理審査体制

研究倫理審査体制については、「神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程」に基づき、「研究倫理委員会」を置くこととしており、人文学研究科委員長がその委員となる。研究倫理委員会は、研究者の研究倫理意識を高めるために必要なコンプライアンス教育及び研究倫理教育並びに研修等の実施及び内容に関する審議、不正行為等に関する予備調査の実施等を行う。人を対象とする研究に係る倫理審査については、「神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」に基づき審査を行うこととしている。

研究倫理委員会は、研究推進部に不正行為等についての相談及び通報が提出された場合、その通報の内容の合理性を判断するとともに、当該内容が不正行為等に関わるもので、当該内容が客観的かつ合理的な根拠に基づくものであると判断される場合は、不正行為等に関する予備調査を行い、その結果を学長に報告することとしている。

学長は、予備調査の結果、不正行為等の事実の有無を確認する必要があると報告を受けたときは、不正行為等調査委員会を設置する。不正行為等調査委員会は、不正行為等の有無及び内容並びに関与した者及びその関与の程度について調査を実施し、研究費の不正使用のときには、その相当額等についても調査を実施する。調査委員会は、通報者からの説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的根拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行い、不正行為等の認定が終了したときは、直ちに学長に報告することとしている。

学長は、通報者、調査対象者に認定結果を通知し、必要な場合は、関係省庁に対して報告するとともに、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関についても、その旨通知することとしている。また、学長は、不正行為等の認定結果を理事長、調査対象者の所属する大学院研究科の委員長に通知し、学内諸規程に則った懲戒処分を含む適切な措置を求めるものとしている。不正行為等に関与した者に対して処分が科されたときは、学長は、被認定者に対して研究費の使用中止を命じたり、論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置を勧告したりすることとしている。また、不正行為等の事実

が認定されず、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならないこととしている。

（資料４）神奈川大学の研究に関する諸規程

（６）修了要件

ア 博士前期課程

① 理工学専攻

理工学専攻博士前期課程の修了要件は、本研究科に２年以上在学し、修了に必要な単位として、共通科目から２単位以上、指導教員による「理工学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」及び「理工学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の計１６単位を含む３０単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文又は特定の課題の審査及び最終試験に合格することによって、履修した領域に応じて、修士（理学）、修士（工学）又は修士（情報学）の学位を授与する。

② 建築学専攻

建築学専攻博士前期課程の修了要件は、本研究科に２年以上在学し、修了に必要な単位として、共通科目から２単位以上、専門科目から１６単位以上、指導教員が行う「輪講」「特別実験」「特別設計」を合わせて１２単位を含む３０単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文又は特定の課題の審査及び最終試験に合格することによって、修士（建築学）の学位を授与する。

イ 博士後期課程

① 理工学専攻

理工学専攻博士後期課程の修了要件は、本研究科に３年以上在学し、修了に必要な単位として、指導教員による特殊研究の講義を４単位、演習を４単位以上含む合計１６単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、博士論文の審査及び最終試験に合格することによって、履修した領域に応じて、博士（理学）、博士（工学）又は博士（情報学）の学位を授与する。

② 建築学専攻

建築学専攻博士後期課程の修了要件は、本研究科に３年以上在学し、修了に必要な単位として、指導教員による特殊研究の講義を４単位、演習を４単位以上含む合計１６単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、博士論文の審査及び最終試験に合格することによって、博士（建築学）の学位を授与する。

５ 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本学は、全学共通の審査の取り扱いとして「大学院博士前期課程における特定の課題についての研究成果の審査に関する取扱規程」を定め、この規程において「特定課題」を以下のとおり定めている。

[大学院博士前期課程における特定の課題についての研究成果の審査に関する取扱規程 一部抜粋]

- （１）フィールドワークによる調査報告
- （２）実務的経験に基づく実際研究
- （３）模型、製図又はソフトウェア等の作品
- （４）データの専門的処理
- （５）その他実施研究科等において認めた研究

本研究科においても特に理工学専攻経営デザイン領域及び情報学領域並びに建築

学専攻の教員から研究指導を受ける学生が、特定課題による学位取得を希望することが想定されることから、以下の「特定の課題についての研究成果評価基準」を定め、博士前期課程の教育、研究の質の担保を図っている。

〔特定の課題についての研究成果評価基準〕

- (1) 当該研究領域における修士としての必要な知識を修得し、その領域における問題を的確に把握し解明する能力を身に付けているか。
- (2) 申請された学位に対して特定課題の設定が妥当なものであるか、成果報告（文書又は他の媒体）作成に当たって、その課題を踏まえた明確な問題意識を有しているか。
- (3) 成果報告（文書又は他の媒体）の表現が適切かつ十分であり、明瞭にして一貫した構成を備え、妥当な完成度を備えているか。
- (4) 設定した特定課題の研究に際して、適切な方法（調査、分析、レビュー、制作など）が採用され、成果報告でそれに則った具体的かつ的確な考察がなされているか。
- (5) 当該研究領域において、問題解決の見地から、一定レベル以上の水準に達しているか。

6 基礎となる学部（又は博士前期課程）との関係

(1) 基礎となる学部との関係

総合理工学研究科は、現行の理学研究科及び工学研究科を発展的に改組し、統合した研究科である。既設の理学研究科理学専攻及び工学研究科工学専攻を融合させた11の専門領域（数学・物理学・化学・生物科学・情報学・機械工学・電気電子情報工学・応用化学・経営デザイン・応用物理学・生命機能学）を有する「理工学専攻」と、既設の工学研究科建築学専攻を踏襲した「建築学専攻」の2つの専攻を設けることとする。

理工学専攻は、理学部理学科、工学部（機械工学科、電気電子情報工学科、経営工学科及び応用物理学科）並びに化学生命学部（応用化学科及び生命機能学科）並びに情報学部（計算機科学科及びシステム数理学科）を基礎とする専攻である。本専攻博士前期課程の理工学専攻は、中央教育審議会大学分科会による「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した『知のプロフェッショナル』の育成～（審議まとめ）」（2015年9月）において、「小規模専攻では、幅広いコースワークの実施など体系的・組織的な教育の実施や学生同士が切磋琢磨できる機会の確保等、教育研究の質の面で課題がある」旨指摘されていることや、「小規模専攻については、融合型の専攻への再編や統合を実施すること」が大学院教育全体の質的向上を図る工夫の一つとして示されていることなどを踏まえて設置するものであり、大学院において専門分野を究め、また異分野の知を融合して知のフロンティア・プロデューサとして未来を牽引し、「人類社会に貢献する高度な『知のプロフェッショナル』として成長できるよう支援」する取組を一層加速させることを目指すこととする。

また、建築学専攻は、2022年4月に開設した建築学部を基礎とする専攻であり、当該学部の卒業生の進学先として想定されることから、構造、環境、デザイン、住生活、まち再生などの学際的な分野を含む学部教育を、大学院における教育研究指導にも有機的に連動させ、建築分野の国際化やUNESCO－UIA建築教育憲章に合わせた学部・大学院一貫教育の充実を図ることとする。

(2) 博士前期課程と博士後期課程との関係

理工学専攻博士後期課程は、本専攻博士前期課程を基礎とする課程であり、理学、

工学又は情報学の各専門領域に関する実践的な教育を通じて修得した専門知識及び応用能力を基盤として、これを発展的に深化させ、高度な研究能力並びに教育・研究指導能力を養成する課程となる。

また、建築学専攻博士後期課程は、本専攻博士前期課程を基礎とする課程であり、「建築の目的」に関する専門知識及び応用能力を基盤として、これを発展的に深化させ、持続可能な空間・環境の創造を先導する高度な研究能力を有する研究者及び高度専門職業人を養成する課程となる。

総合理工学研究科と基礎となる学部との関係図、及び博士前期課程と後期課程との関係図については、以下に資料を添付する。

(資料5) 総合理工学研究科と基礎となる学部等との関係図

7 取得可能な資格

総合理工学研究科において取得可能な資格とその取得条件等は、次のとおりである。

(1) 理工学専攻博士前期課程

資格・免許の種類	取得条件等
中学校教諭専修免許状 (数学・理科)	中学校教諭専修免許状(数学・理科)の教職課程の履修を通じて必要な科目を修得し、基礎資格を有することで、免許状の所要資格を満たすことにより取得することができる。
高等学校教諭専修免許状 (数学・理科・情報・工業)	高等学校教諭専修免許状(数学・理科・情報・工業)の教職課程の履修を通じて必要な科目を修得し、基礎資格を有することで、免許状の所要資格を満たすことにより取得することができる。

(2) 建築学専攻博士前期課程

資格・免許の種類	取得条件等
一級建築士	所定の単位数を修得することによって、一級建築士(国家資格)の免許登録要件となる建築実務経験(最大2年間)に代えることができる。

8 入学者選抜の概要

(1) 受入方針(アドミッション・ポリシー)

「1 設置の趣旨及び必要性」で示したとおりである。このアドミッション・ポリシーに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえたうえで、以下の選抜試験を行い、各志願者が希望する分野における適性を総合的に判断して合格者を決定する。

(2) 選抜方法

入学者選抜は、総合理工学研究科における入学者選抜の受入方針を踏まえたうえで、一般入学試験、外国人留学生入学試験及び社会人特別入学試験により実施する。これらの実施方法は、本研究科の各専攻及び博士前期課程・博士後期課程において共通である。また、博士前期課程において、特に成績が優秀な志願者の筆記試験を免除する制度（特別選考）を別途設けている。

総合理工学研究科の募集人員は、理工学専攻博士前期課程 179 人、建築学専攻博士前期課程 30 人、理工学専攻博士後期課程 14 人、建築学専攻博士後期課程 3 人とする。

ア 博士前期課程

(ア) 一般入学試験

実施時期：秋季・夏季入試 8月下旬、春季入試 2月下旬

一般入学試験は、一般入学試験の出願資格を有する志願者を対象として、多様な学生の能力を評価する。理工学専攻は、筆記試験（専門分野に関する試験及び語学試験）に加えて、口述試験を課すことで、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。建築学専攻は、筆記試験（専門分野に関する試験、小論文及び語学試験）に加えて、口述試験を課すことで、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

また、多様な履修形態を提供することを目的として、長期履修制度を導入している。これは、学生からの申請により通常2年間で修了する課程を3年間又は4年間で計画的に履修するものであり、学費についても通常の学費を3年間又は4年間で分割することによって年間の学費負担を抑制することができ、学生の大学院での学修を支援することとなる。

(イ) 外国人留学生入学試験

実施時期：秋季・夏季入試 8月下旬、春季入試 2月下旬

外国人留学生入学試験は、修士の学位取得を目的とする外国人を対象としている。理工学専攻は、筆記試験（専門分野に関する試験及び語学試験）に加えて、口述試験を課すことで、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。建築学専攻は、筆記試験（専門分野に関する試験、小論文及び語学（日本語）試験）に加えて、口述試験を課すことで、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

外国人留学生の日本語能力については、日本語学校又は日本の大学等の教員が作成した日本語能力評価票を出願書類として提出させ、大学院での教育研究を行うのに十分な日本語運用能力があるかどうかを判断することとし、筆記試験及び口述試験においてもこれを確認する。

また、多様な履修形態を提供することを目的として、長期履修制度を導入している。これは、学生からの申請により通常2年間で修了する課程を3年間又は4年間で計画的に履修するものであり、学費についても通常の学費を3年間又は4年間で分割することによって年間の学費負担を抑制することができ、外国人留学生の大学院での学修を支援することとなる。

(ウ) 社会人特別入学試験

実施時期：秋季・夏季入試 8月下旬、春季入試 2月下旬

社会人特別入学試験は、大学院に対する社会的ニーズが多様化している現

代社会に対応した入試であり、大学卒業（相当するものを含む）後、出願時に2年以上の社会人としての勤務歴を有し、企業・学校・官公庁等から所属長の依頼によって派遣された者、又は、大学卒業（相当するものを含む）後、出願時に通算して3年以上の実務経験（家事専従を含む）を有する者といった、社会的経験を持つ社会人を対象としている。口述試験により、入学者の受入方針に基づく入学志願者の能力、適性、意欲、関心、研究計画等を総合的に評価する。

また、多様な履修形態を提供することを目的として、長期履修制度を導入している。これは、学生からの申請により通常2年間で修了する課程を3年間又は4年間で計画的に履修するものであり、学費についても通常の学費を3年間又は4年間で分割することによって年間の学費負担を抑制することができ、社会人学生の大学院での学修を支援することとなる。

イ 博士後期課程

（ア）一般入学試験

実施時期：秋季・夏季入試 8月下旬、春季入試 2月下旬

一般入学試験は、一般入学試験の出願資格を有する志願者を対象として、多様な学生の能力を評価する。筆記試験（語学試験）に加え、口述試験では、研究内容等のプレゼンテーション形式による口頭発表を課すことで、博士前期課程における研究実績を評価するとともに、入学者の受入方針に基づく入学志願者の高度な専門知識と優れた研究能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

（イ）外国人留学生入学試験

実施時期：秋季・夏季入試 8月下旬、春季入試 2月下旬

外国人留学生入学試験は、博士の学位取得を目的とする外国人を対象としており、筆記試験（語学試験）に加えて、口述試験では、研究内容等のプレゼンテーション形式による口頭発表を課すことで、入学者の受入方針に基づく入学志願者の高度な専門知識と優れた研究能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

外国人留学生の日本語能力については、日本語学校又は日本の大学等の教員が作成した日本語能力評価票を出願書類として提出させ、大学院での教育研究を行うのに十分な日本語運用能力があるかどうかを判断することとし、筆記試験及び口述試験においてもこれを確認する。

（ウ）社会人特別入学試験

実施時期：秋季・夏季入試 8月下旬、春季入試 2月下旬

社会人特別入学試験は、大学院に対する社会的ニーズが多様化している現代社会に対応した入試であり、修士の学位又は専門職学位取得（相当するものを含む）後、出願時に2年以上の社会人としての勤務歴を有し、企業・学校・官公庁等から所属長の依頼によって派遣される者、又は、修士の学位又は専門職学位取得（相当するものを含む）後、出願時に通算して3年以上の実務経験（家事専従を含む）を有する者といった、社会的経験を持つ社会人を対象としている。口述試験により、入学者の受入方針に基づく入学志願者の高度な専門知識と優れた研究能力、適性、意欲、関心等を総合的に評価する。

（3）選抜体制

入学者選抜の実施体制は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩等、入学者選抜の信頼性を損なう事態が生じることのないように、大学院委員長（学

長)を中心とする大学院委員会を組織し、責任体制の明確化を行うとともに、入試センター所長、大学院入試管理委員会委員及び各研究科による入試運営委員の選任における適格性の確保等、実施体制の充実を図ることで、教員や職員等の関係者が一体となり、全学的な連携体制の確立に努めることとしている。

入学志望者の合否判定は、合否判定基準に基づき、理工学専攻の各領域又は建築学専攻の議を経て、研究科委員会又は博士後期課程専門委員会が行った後、大学院委員会での承認を行う。

(4) アドミッション・ポリシーの各項目と入学者選抜方法の整合性

ア 博士前期課程

① 理工学専攻

理工学専攻博士前期課程における入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーの各項目と次のとおり整合している。

選抜種別	主な評価方法	AP1	AP2	AP3
一般入試	筆記試験（基礎・専門）	○		
	筆記試験（語学）		○	
	口述試験	○		○
外国人留学生入試	筆記試験（基礎・専門）	○		
	筆記試験（語学）		○	
	口述試験	○	○	○
社会人特別入試	口述試験	○	○	○

(AP1) 理学、工学又は情報学の各専門領域に関する基礎学力を有する人

(AP2) 英語で書かれた専門分野の教科書が理解できる程度の英語能力（日本語を母語としない場合は日本語能力を含む）のある人

(AP3) 境界領域も含めた専門分野をより深く修得することで、自然の摂理を理解・解明し、応用的観点から基礎知識の深化と研究を推進する意欲や、人類社会にとって有用な技術開発を行うことに意欲を有する人

② 建築学専攻

建築学専攻博士前期課程における入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーの各項目と次のとおり整合している。

選抜種別	主な評価方法	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5	AP6
一般入試	筆記試験（小論文）	○		○	○	○	○
	筆記試験（専門）	○		○	○		
	筆記試験（語学）		○				
	口述試験	○	○	○	○	○	○

外国人留学生入試	筆記試験（小論文）	○		○	○	○	○
	筆記試験（専門）	○		○	○		
	筆記試験（語学）		○				
	口述試験	○	○	○	○	○	○
社会人特別入試	口述試験	○	○	○	○	○	○

（ＡＰ１）建築計画、建築環境・建築設備、建築法規、建築構造、建築施工の各分野における十分な基礎学力を有する人

（ＡＰ２）英語で書かれた専門分野の教科書が理解できる程度の英語能力（日本語を母語としない場合は日本語能力を含む）のある人

（ＡＰ３）様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることのできる人

（ＡＰ４）人間の多様な営みにおいて使いやすく、安全かつ快適で、感動を呼ぶ持続可能な空間や形態及び環境を創造することのできる人

（ＡＰ５）研究成果を学会に発表したり、設計競技に応募したり、他者と力を合わせてまちづくりに参加したりするなど、積極的に社会と関わり合いを持つ意欲のある人

（ＡＰ６）一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、一級施工管理技師、技術士等の資格修得を目指す人

イ 博士後期課程

① 理工学専攻

理工学専攻博士後期課程における入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーの各項目と次のとおり整合している。

選抜種別	主な評価方法	AP1	AP2	AP3
一般入試	筆記試験（語学）		○	
	口述試験（修論内容等）	○	○	○
外国人留学生入試	筆記試験（語学）		○	
	口述試験（修論内容等）	○	○	○
社会人特別入試	口述試験（修論内容等）	○	○	○

（ＡＰ１）理学、工学又は情報学の各領域分野における高度な学力を有する人

（ＡＰ２）英語で書かれた専門分野の学術論文を読むことができる英語読解力（日本語を母語としない場合は日本語能力を含む）を有し、論文を執筆できる英語作文力を修得する意欲のある人

（ＡＰ３）自ら新たな問題を発掘し、それを解決する意欲を持ち、知識基盤社会において指導的役割を果たし活躍することを目指す人

② 建築学専攻

建築学専攻博士後期課程における入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシー

一の各項目と次のとおり整合している。

選抜種別	主な評価方法	AP1	AP2	AP3	AP4
一般入試	筆記試験（語学）		○		
	口述試験（修論内容等）	○	○	○	○
外国人留学生入試	筆記試験（語学）		○		
	口述試験（修論内容等）	○	○	○	○
社会人特別入試	口述試験（修論内容等）	○	○	○	○

（AP1）建築計画、建築環境・建築設備、建築法規、建築構造、建築施工の各分野における高度な学力を有する人

（AP2）英語で書かれた専門分野の学術論文を読むことができる英語読解力（日本語を母語としない場合は日本語能力を含む）を有し、論文を執筆できる英語作文力を修得する意欲のある人

（AP3）自ら新たな問題を発掘し、それを解決する意欲を持つ人

（AP4）研究者並びに高度専門技術者として建築の各専門分野で活躍することを目指す人

（5）留学生の経費支弁能力の確認方法及び在籍管理方法

本学は、外国人留学生入学試験の出願に際し、留学する間の学費・生活費等のすべての費用について、本人の預金、両親からの援助など、どのように支弁するかを資金計画として記載し提出することを求めている。

また、教育・学生支援部国際課と連携を図り、留学生の入学手続における在留資格の確認を行っている。

9 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

① 博士前期課程

ア 理工学専攻

理工学専攻の博士前期課程の教員組織については、教育課程の編成を踏まえた上で、理学、工学の各専門領域に関する実践的な教育を実施するために、研究上の優れた知識と実績を有する教員を配置している。

理工学専攻が対象とする学問分野は、数学、物理学、化学、生物科学、情報学、機械工学、電気電子情報工学、応用化学、経営デザイン、応用物理学、生命機能学となっており、それぞれの専任教員が各専門分野の教育研究を行うとともに、それぞれの専門分野に専任教員を配置している。

具体的には、数学領域には5人（うち教授3人、准教授2人）、物理学領域には6人（うち教授3人、准教授3人）、化学領域には11人（うち教授10人、准教授1人）、生物科学領域には12人（うち教授11人、准教授1人）、情報学領域には14人（うち教授11人、准教授2人、助教1人）、機械工学領域には11人（うち教授9人、准教授2人）、電気電子情報工学領域には8人（うち教授4人、准教授4人）、応用化学領域には9人（うち教授9人）、経営デザイン領域には7人（うち教授6人、准教授1人）、応用物理学領域には9人（うち教授6人、准教

授3人)、生命機能学領域には6人(うち教授5人、准教授1人)を配置している。また、専任教員98人全員が博士の学位を取得しており、各領域間の専任教員の連携により実践的かつ高度な研究を通じた、研究活動の活性化が可能となっている。

年齢構成については、特定の年齢層に偏ることのないように配慮した教員組織としており、30代1人、40代12人、50代40人、60代39人、70代6人となっている。このうち70代6人については、完成年度に定年を迎える者となっている。なお、専任教員の定年については、「就業規則施行細則」において3月31日時点で70歳と定めており、非常勤講師の年齢制限は「非常勤講師の任用等に関する規程」において73歳まで(ただし、必要と認めた者については、教授会及び評議会等の審議を経て、75歳まで)と定めている。

(資料6) 就業規則施行細則

(資料7) 非常勤講師の任用等に関する規程

イ 建築学専攻

建築学専攻の博士前期課程の教員組織については、教育課程の編成を踏まえた上で、先端的知識を要求される問題にも直ちに参加できる技術者及び専門家の育成につながる教育を実施するために、研究上の優れた知識と実績を有する教員を配置している。

建築学専攻が対象とする学問分野である建築学の専任教員として、17人(うち教授13人、准教授4人)を配置し、専門分野の教育研究を行う。また、そのうち13人が博士の学位を、4人が修士の学位を取得しており、理工学専攻における各領域間の専任教員も含めた教員間の連携により実践的かつ高度な研究を通じた、研究活動の活性化が可能となっている。

年齢構成については、特定の年齢層に偏ることのないように配慮した教員組織としており、40代3人、50代4人、60代8人、70代2人となっている。このうち70代2人については、完成年度に定年を迎える者となっている。なお、専任教員の定年については、「就業規則施行細則」において3月31日時点で70歳と定めており、非常勤講師の年齢制限は「非常勤講師の任用等に関する規程」において73歳まで(ただし、必要と認めた者については、教授会及び評議会等の審議を経て、75歳まで)と定めている。

(資料6) 就業規則施行細則

(資料7) 非常勤講師の任用等に関する規程

② 博士後期課程

ア 理工学専攻

理工学専攻の博士後期課程の教員組織については、教育課程の編成を踏まえた上で、自然科学及び工学に関する基礎的かつ高度な専門的知識を身に付ける教育を実施するために、研究上の優れた知識と実績を有する教員を配置している。

理工学専攻が対象とする学問分野は、数学、物理学、化学、生物科学、情報学、機械工学、電気電子情報工学、応用化学、経営デザイン、応用物理学、生命機能学となっており、それぞれの専任教員が各専門分野の教育研究を行うとともに、それぞれの専門分野に専任教員を配置している。

具体的には、数学領域には3人(うち教授2人、准教授1人)、物理学領域には4人(うち教授3人、准教授1人)、化学領域には9人(うち教授8人、准教授1人)、生物科学領域には11人(うち教授10人、准教授1人)、情報学領域には12人(うち教授11人、准教授1人)、機械工学領域には9人(うち教授9人)、

電気電子情報工学領域には6人（うち教授4人、准教授2人）、応用化学領域には6人（うち教授6人）、経営デザイン領域には5人（うち教授5人）、応用物理学領域には6人（うち教授6人）、生命機能学領域には3人（うち教授3人）を配置している。また、専任教員74人全員が博士の学位を取得しており、各領域間の専任教員の連携により実践的かつ高度な研究を通じた、研究活動の活性化が可能となっている。

年齢構成については、特定の年齢層に偏ることのないように配慮した教員組織としており、40代6人、50代31人、60代33人、70代4人となっている。このうち70代4人については、完成年度に定年を迎える者となっている。なお、専任教員の定年については、「就業規則施行細則」において3月31日時点で70歳と定めており、非常勤講師の年齢制限は「非常勤講師の任用等に関する規程」において73歳まで（ただし、必要と認めた者については、教授会及び評議会等の審議を経て、75歳まで）と定めている。

（資料6）就業規則施行細則

（資料7）非常勤講師の任用等に関する規程

イ 建築学専攻

建築学専攻の博士後期課程の教員組織については、教育課程の編成を踏まえた上で、建築学に関する基礎的かつ高度な専門的知識を身に付ける教育を実施するために、研究上の優れた知識と実績を有する教員を配置している。

建築学専攻が対象とする学問分野である建築学の専任教員として、7人（うち教授6人、准教授1人）を配置し、専門分野の教育研究を行う。また、そのうち6人が博士の学位を、1人が修士の学位を取得しており、理工学専攻における各領域間の専任教員も含めた教員間の連携により実践的かつ高度な研究を通じた、研究活動の活性化が可能となっている。

年齢構成については、特定の年齢層に偏ることのないように配慮した教員組織としており、40代1人、50代1人、60代4人、70代1人となっている。このうち70代1人については、完成年度に定年を迎える者となっている。なお、専任教員の定年については、「就業規則施行細則」において3月31日時点で70歳と定めており、非常勤講師の年齢制限は「非常勤講師の任用等に関する規程」において73歳まで（ただし、必要と認めた者については、教授会及び評議会等の審議を経て、75歳まで）と定めている。

（資料6）就業規則施行細則

（資料7）非常勤講師の任用等に関する規程

10 研究の実施についての考え方、体制、取組

（1）研究の実施についての考え方

本学は、「教育と研究の融合」という全学的理念の下に、研究環境の整備に努め、グローバルな研究活動を推進するとともに、研究成果の発信と活用を強化し、世界及び地域に貢献することを研究に関する方針として定めている。

総合理工学研究科においても、こうした全学の基本方針の下、組織として研究対象としている「理学」「工学」「情報学」及び「建築学」を中心として、教員が自らの専門領域における研究活動に従事し、その成果を学生の教育に還元することはもとより、広く学外に発信し、課題解決等を通じて社会に貢献することとしている。

また、現在は、将来構想実行計画に基づき作成された中期計画（令和6年から5か年の計画）において、分野横断型研究事業によるプロジェクト支援、拠点形成支援事業への参画、国の公募プロジェクトへの応募や企業との共同研究の増加、外部資金獲得の20%増加、論文数年間300本以上、若手・女性研究者構成比20%達成、外国人研究者の充実など具体的な達成目標に掲げ、研究力のさらなる向上に取り組むこととしている。

（2）研究の推進のための体制

本学は、研究に関する方針に基づき、学長を委員長とし、各学部及び各研究科の長らを構成員とする総合学術研究推進委員会を組織し、学術研究の向上及び充実に関する基本方針の立案、将来計画の審議、自己点検・評価等を行っている。さらに、当該基本方針に基づき、副学長を委員長とし、大学の附属機関である研究所や研究センターの長らを構成員とする研究委員会を組織し、研究条件及び研究環境の改善、学外機関との学術研究の交流及び提携、研究に係る助成及び補助金、若手研究者の育成に関することなど、具体的事項を審議している。このほか、研究倫理委員会、輸出管理委員会、不正防止計画推進委員会、利益相反マネジメント委員会、人を対象とする研究に係る倫理審査委員会、動物実験・遺伝子組換え実験等に係る安全委員会などを組織するなど、研究活動を適正に実施するための管理・推進体制を整備し、研究インテグリティの確保に努めている。

附属研究所及びセンターについては、現在14の常設機関を設置し、各専門分野に特化した研究体制を整備するほか、期間を定めた複数のプロジェクト研究所も設置することで、外部研究資金及び外部の優れた研究者、学識経験者又は実務経験者を積極的に受け入れながら、特定課題の研究にも積極的に取り組んでいる。このうち、理工系研究所はそれぞれ基礎となる学部と結びつきが強い総合理工学研究所、工学研究所、建築学研究所及び情報学研究所を設置しているところであるが、総合理工学研究科の設置を契機として、総合理工学分野を包括する研究拠点の統合・再編に向けた検討を進めることとしている。総合理工学研究科の専任教員は、統合・再編後の研究所に所属し、基礎となる学部及び総合理工学研究科と連携しながら、各分野に関する研究及び調査を行うことを予定している。

こうした研究活動を教職協働により推進するため、事務局に研究推進部を設置している。研究推進部は、附属研究所等の運営のほか、不正防止、研究倫理、研究費等の適切な執行、利益相反、安全保障輸出管理、科学研究費等の研究助成事業、産学官連携（受託研究、共同研究等）、知的財産権や技術移転、大学発ベンチャーに関することなど多岐に亘る業務を担い、持続可能な研究体制の構築を支援している。令和6年度は、研究推進部が中心となり、オープンアクセス加速化事業（人工知能等社会実装研究拠点事業補助金）に応募し、採択されている。本学は当該事業により、研究成果の公開を進めるためのセルフアーカイブシステムを構築し、研究成果の発信力を強化していくこととしている。

なお、専任教員それぞれの支援体制としては、学内LAN等が整備された研究室配備や年間30万円の教員研究費配分のほか、サバティカル研修、国内研究及び在外研究といった研究専念期間の確保に関する制度の運用、学会及び研究調査における国内外の出張旅費の補助などを行っている。

（3）技術職員及びURRの配置

本学は、理工系の学部、研究所等を中心に技術職員を配置し、専門技能による研究指導補佐並びに連携研究及びプロジェクトへの支援を行っている。

また、本学は、令和6年度から、研究推進部の産学官連携課にURAを配置し、研究プロジェクトの企画立案支援や、外部資金獲得に係る公募情報の学内周知、IRによる研究力の調査分析、産学官連携に係る企業や自治体等との研究契約の調整等を担っている。

令和8年4月現在は、2人のURAを配置しているが、引き続き中期計画に基づくURAの任用及び育成制度の検討を進めることで、研究の推進及び支援体制のさらなる強化を図ることとしている。

1.1 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

総合理工学研究科を設置する本学の横浜キャンパスは、神奈川県横浜市神奈川区に位置し、現在、校地面積は、約95,382㎡を有している。その内、運動場面積が約40,079㎡で、運動用設備としては、野球場をはじめ、陸上競技場兼サッカー場、ラグビー場、テニスコート等を備えているとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息するための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学の横浜キャンパスは、現在31棟の校舎等施設を有しており、校舎敷地面積は約55,303㎡で、主な教室等の内訳としては、講義室128室、実験・実習室475室、演習室148室の他、教員研究室、情報処理学習施設、非常勤講師室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生自習室、学生食堂等を整備している。

総合理工学研究科の設置に伴う校舎等施設の整備計画については、講義室、演習室を含めて既存の校舎等施設を有効的に利用することとしているが、他研究科や学部と利用する時間が重複することのないよう、配慮して授業を開講することとしている。

また、総合理工学研究科の専任教員には、研究室（実験実習室）が割り当てられている。学生の研究室（自習室）については、指導教員の研究室（実験実習室）に机・椅子・PC等を整備しているほか、共同のスペースを配備している。具体的には、理工学専攻は、共同の研究室（自習室）として5号館に301（28.86㎡）、17号館に402（55㎡）、408（21㎡）、428（38㎡）、429（38㎡）、430（37㎡）、431（37㎡）、432（37㎡）、20号館に218（77㎡）、23号館にB-109（122.38㎡）の合計10室を整備し、各室に机や椅子等を配置して自習できる環境を整備している。なお、一部の共同の研究室（自習室）は、演習室を兼ねているが、授業等で使用しない場合には、当該専攻の学生が利用可能となっている。また、建築学専攻は、共同の研究室（自習室）として6号館に404（14㎡）、405（14㎡）の合計2室を用意しており、それぞれに机・椅子等を配置し、理工学専攻同様に学生が自習できる環境を整備している。なお、PCについては各自が持参するものとしているが、PCを所有していない学生に対しては大学側で貸与する。

設備の整備計画については、現在、既設の学部や研究科等で使用している教具、校具、その他の備品（教育活動に必要なもので、前述に該当しない備品）を有効的に転用することとしている。

（資料8）室内の見取図

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

神奈川大学図書館は、令和8年3月末現在で、全体として約1,422千点の蔵書を有しており、うち令和3年4月に開設したみなとみらいキャンパスの図書館には、約184千点を所蔵している。これらに含まれる資料は、資産扱いとなる図書、視聴覚資料、製本雑誌である。利用者はキャンパスを問わず、全学の所蔵資料を利用することができる。

雑誌については、37,867タイトル（うち洋雑誌29,525タイトル）を所蔵しているが、現在は利用の面でも電子ジャーナルのニーズが多く、このうち、データベースのパッケージ契約により購読できるタイトルを含む電子ジャーナルは、令和7年3月現在で24,848タイトルである（パッケージの収録タイトル数は出版社やアグリゲーターにより前後することがある。またオープンアクセスでの提供も増えている。）。

電子ジャーナル以外の電子リソースについては、各種データベース、電子書籍等を契約、購入しており、利用者はキャンパス内に限らず、Shibboleth 認証（学認）及びVPN接続によりリモートでも利用できる環境を提供している。

総合理工学研究科の設置後に研究科学生が主に利用する横浜キャンパスの図書館（横浜図書館）は、令和4年4月に創立100周年に向けた将来構想の一環としてリニューアルを行っている。地下に積層書庫を持ち、1階から4階までの閲覧空間を持つ独立した建物（15号館）と、隣接の23号館地下書庫及び27号館書庫で構成されており、学生の学びのスタイルに合わせて自由に選択、利用できる空間を設置し、アクティブラーニングやPBL（課題解決型学習）に対応した21世紀型の総合学術センターとして学生の学びの場となっている。

図書館（横浜図書館・みなとみらい図書館）のコンセプトは次のとおりである。
ア 主体的な学修を行う空間の設置

主体的な問題発見・問題解決能力を育成する活動を促すため、横浜図書館には1階に「ラーニングHive」と名付けた学修スタイルに合わせて利用者が選択できる様々な空間と座席を用意している。また個々の融合により創造できる知を想定し、お互いが交流でき、リラックスできるようなテラスやラウンジのほか、畳の小上がりスペース等も配置している。

一方、総合理工学研究科の学生も利用することができるみなとみらいキャンパスの図書館には、2・3階にある図書館の他に、キャンパス全体が図書館というコンセプトのもと、その学びのテーマに関連する書架を各フロアに設置し、キャンパス全体に図書館の資料を配架している。1階のソーシャルコモンズにはみなとみらいキャンパス所属学部の特徴を体現する資料を中心に、本学に来た一般の人も手に取れるよう配架している。様々なフロアに資料を配架しているため、図書館のカウンターに来なくても資料の貸出ができるよう、1階には自動貸出機を設置したほか、スマートフォンによる貸出アプリを全国の大学図書館に先駆けて開発導入し、キャンパス内のどこからでも資料の貸出ができる環境を整えている。このスマートフォンによる貸出アプリは横浜図書館にも導入し、利用者の利便性だけでなく貸出業務等をIT化することにより、そのマンパワーを学修支援業務

に振り向け、学部と図書館を繋ぐリエゾンライブラリアンを学部単位で配置し、より学生・教員のニーズにあったサポートを行っている。

イ 本学の知を集結させたコンテンツの充実

全学の資料を可能な限り図書館に集約し、横浜図書館がハブとなり、2つのキャンパス利用者に対してどちらの図書館に収蔵した資料も円滑に資料提供できるようなシステム一体型の図書館を目指している。

ウ 時代のニーズに応じ、進化し続ける図書館

学術情報や学修環境に対するニーズは常に変化し続けているためスペースの転用が可能なフレキシビリティの高い空間とし、開設時のまま、又は一度の改修をもって数十年間同じ機能のまま使い続けるのではなく、ニーズに応じて継続的に進歩・発展し続ける図書館を目指している。

エ 学内外の様々な利用者の受け入れ

図書館は社会情勢の変化を踏まえ、施設および資料においてグローバル・ダイバーシティ対応を行い、多様な利用者を受け入れることとしている。また、社会連携として一般公開会員、社会人学生やエクステンションセンター利用者をサポートしている。

なお、神奈川大学図書館は、日本図書館協会や私立大学図書館協会への加盟をはじめ、神奈川県図書館協会、横浜市内大学図書館コンソーシアムの主要メンバーとして活動しており、加えて、国立情報学研究所（NII）の目録所在情報システム（NACSIS-CAT/ILL）や、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス、国公立大学図書館から成る大学図書館コンソーシアム連合に参加している。また、神奈川県立図書館等地域図書館との連携も積極的に図っており、KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク）に加盟し、神奈川県内の公共図書館及び加盟大学との相互貸借を活発に行っている。

1 2 管理運営

（1）研究科委員会

総合理工学研究科の審議機関として、授業及び研究指導を担当する専任教員をもって構成し、授業科目担当者、教育課程、修了認定、学位授与等の事項を審議する。定例の委員会は年間10回程度開催する。

（資料9）神奈川大学大学院学則(案)抜粋

（2）博士後期課程専門委員会

総合理工学研究科の博士後期課程に係る審議機関として、研究科委員会構成員のうち博士後期課程指導教員をもって構成し、博士後期課程に係る授業科目担当者、教育課程、修了認定、学位授与等の事項を審議する。定例の委員会は研究科委員会と同様に年間10回程度開催する。

（3）総合理工学研究科運営委員会

総合理工学研究科の運営実務に当たる委員会として、研究科委員長のほか、理工学専攻の11領域から各1人（領域主任）と、建築学専攻から1人（専攻主任）をもって構成し、研究科委員会及び博士後期課程専門委員会での審議に係る事前確認や、予算案、その他研究科全体の運営を円滑に行うための調整に当たる。月例で開催し、教育プログラムの改善や新しい強化研究の提案を審議することに加え、総合

理工学研究科の将来構想も検討する。

(4) 領域会議・専攻会議

上記(1)から(3)のほか、理工学専攻においては領域ごとの会議を、建築学専攻においては専攻会議をそれぞれの主任の下で、月例で開催し、領域又は専攻に係る事項や総合理工学研究科運営委員会等に提案する事項の調整や確認を行う。

1.3 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の実施体制、活動状況等

本学は、「神奈川大学大学院学則」の第1条の2に教育研究活動等の状況に関する自己点検・評価の実施等について定めており、自己点検・評価活動を統括するため、「神奈川大学教育支援センター規程」に基づき、教育支援センター所長（学長が指名する副学長）の下に、「神奈川大学自己点検・評価全学委員会（以下、「自己点検・評価全学委員会」という。）」を組織している。自己点検・評価全学委員会は、自己点検・評価に関する資料収集、調査研究及び啓発活動、自己点検・評価の実施計画の策定とその進行管理及び調整、下記(2)の自己点検・評価の基本項目について、学部、研究科及び委員会等の各組織における「学部等自己点検・評価実施委員会」から提出された報告書の集約及びこれに基づく全体の報告書案の作成、第三者評価の実施及びその機関についての検討、その他自己点検・評価活動に必要な事項を審議している。自己点検・評価全学委員会の下に学部等自己点検・評価実施委員会を設置することで、各学部・研究科等における組織ごとに自己点検・評価を行う体制としている。

これまでの主な取組として、各種方針の策定や検証、内部質保証における学修成果の可視化の検討、学生による学修状況調査の結果とその結果を踏まえたFD・SD活動、教育運営（シラバスの充実等）の改善、第三者評価機関からの評価結果に対する改善や卒業生アンケート調査の結果分析と改善などについての自己点検・評価活動を行い公表している。

(2) 自己点検・評価の基本項目

本学は、神奈川大学教育支援センター規程に自己点検・評価項目を定めており、理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学修成果、学生の受け入れ、教員・教育組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・貢献、大学運営・財務などの基本項目について、自己点検・評価を実施することとしている。

(3) 第三者評価

本学は、7年毎に自己点検・評価報告書を作成するとともに、認証評価制度に基づき、平成21年度、平成27年度及び令和3年度に、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審、基準への適合の認定を受けている。

自己点検・評価結果等については、ホームページに掲載するとともに、同協会から助言を受けた事項に加え、指摘を受けた事項について、その後の改善活動の進捗状況を各組織に求め、その包括的な結果を、ホームページに公開している。

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/accreditation/>

また、本学が行う自己点検・評価に関する客観的な評価を行うため、学長の諮問機関として、委員の半数以上を外部有識者で構成する「神奈川大学大学評価委員会」を設置し、自己点検・評価項目、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性、本学の中期計画及び年次計画(事業計画)の客観性及び妥当性などに関する評価を諮問し、報告を受けている。

1 4 情報の公表

(1) 情報の提供の基本方針

本学は、社会に対する説明責任を果たすことから、積極的な情報の公開に努めてきたところであるが、教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則第172条の2第1項の内容を踏まえたうえで、教育研究活動等のさらなる情報の公表に向けての組織的な取組の強化を図ることとしている。

(2) 情報の提供の基本項目

本学における教育研究活動等に関する情報の提供については、大学案内やホームページ等において、次の項目により公表する。

- ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること。
- イ 教育研究上の基本組織に関すること。
- ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- エ 入学者の選抜に関すること。
- オ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。
- カ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- キ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ク 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- ケ 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること。
- コ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- サ 大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること
- シ 学位論文に係る評価に関すること
- ス その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

なお、上記の情報の提供項目に加えて、学則等各種規程、教育研究活動の情報、教育研究上の目的、自己点検・評価報告書、認証評価結果、事業計画、財政状況、設置認可申請書又は設置届出書、設置計画履行状況報告書等についてもホームページで公表している。

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/>

1 5 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動

本学におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を推進するため、「神奈川大学教育支援センター規程」に基づき、副学長を所長とする「教育支援センター」に「FD・SD・IR推進部会」を組織している。同センター及び部会は、本学の教

育理念並びに各学部・研究科の教育目標に基づき、教員の自主的・自律的な日常的教育改善を実施する活動及びそれを支援するため、教員と職員とが協働し組織的な研修及び研究を実施する FD 活動を行っている。

具体的な取り組みとして、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学教職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる FD・SD 研修会を開催している。FD・SD 研修会では、教職員を対象に学生の主体的な学びを促進するアクティブ・ラーニングや障がい学生支援の理解等、教育(授業)改善のための研修会を毎年開催するとともに、学生目線で大学教育や学びの実態を把握することを目的として学修状況調査を実施している。その他、新任教員を対象とした FD・SD 研修会を実施し、本学での教育研究活動に円滑に取り組むことができるよう支援している。また、教学マネジメント及び自己点検・評価活動を通じて、各学部・研究科の FD 活動の支援・促進を行っている。

このほか、大学間 FD 連携としては、全国私立大学 FD 連携フォーラム及び FD ネットワーク“つばさ”に加盟し、会員校と連携して FD 活動に取り組んでいる。また、横浜市内大学(横浜国立大学、横浜市立大学及び関東学院大学)との FD・SD 連携包括協定を締結し、FD 合同連絡会議及びヨコハマ FD フォーラムを開催しており、学内外における組織的な FD 活動を展開している。

(2) SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動

大学を取り巻く厳しい状況下において、本学は令和 10 年に迎える創立 100 周年に向け、将来構想を実現するために、大学職員としての能力開発を促し、大学職員として一層の資質の向上を図ることを目的に研修を行っている。

具体的な活動として、教職協働で改善を図るために FD・SD 研修会への参加と職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、入職者及び職制別に分類して研修を行っている。その他、大学行政研修、業務推進改革研修及び部課別研修を設け、文教政策や大学を取り巻く諸課題について改善を図る研修を実施している。

また、令和 6 年度から、前述の横浜 4 大学による FD 連携活動に SD 活動の連携を含め、FD・SD 活動として相互に協力・連携し、教育研究の質向上及び学修者本位の教育の質保証に向けて取り組みを行っている。

以上

資 料 目 次

資料 1	カリキュラムマップ
資料 2	履修モデル
資料 3	修了までのスケジュール
資料 4	神奈川大学の研究に関する諸規程
資料 5	総合理工学研究科と基礎となる学部等との関係図
資料 6	就業規則施行細則
資料 7	非常勤講師の任用等に関する規程
資料 8	室内の見取図 ※掲載省略
資料 9	神奈川大学大学院学則(案)抜粋

カリキュラムマップ 総合理工学研究科 理工学専攻 博士前期課程

人材養成及び教育研究上の目的			理学、工学又は情報学の各専門領域に関する実践的な教育を通じて、基礎知識及び応用能力を身に付けるとともに、異分野を融合した幅広い視野を養うことで、科学技術分野の中核として未来を支える研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。													
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)			(1) 自然現象の深い理解から社会課題の解決までを一貫して捉えられる視座と、技術者又は研究者としての高い倫理観を身に付けている。 (2) 協調性と積極性とを併せ持ち、他者と協力して研究開発を遂行する能力を身に付けている。 (3) 専門に関する英語の文献等を理解し、かつ、その内容について高度な専門知識に裏付けられた論理的な説明や議論を行うことができる能力を身に付けている。 (4) 理学、工学又は情報学の各専門領域に関する高度の専門知識と技能を身に付けている。 (5) 複雑かつ予測困難な課題に取り組むための理工学の諸領域に関する知識を体系的に身に付け、それを応用して作業仮説・方法論を立て解決に取り組む力を身に付けている。													
教育課程表編制の方針 (カリキュラム・ポリシー)			(1) 理学における自然の本質探究及び工学における知の社会実装の両視点を融合した科目や、境界領域又は関連領域の連携による科目を配置する。 (2) 技術者又は研究者としての倫理や社会的責任を理解するための科目を配置する。 (3) 国際的感性及びコミュニケーション能力の涵養を図るために、科学技術に関する英語科目を配置する。 (4) 専門に関する高度な知識に加え、境界領域又は関連領域に関する幅広い知識を身に付けることができるよう11の専門領域に関する科目を配置する。 (5) 自己の研究課題の設定により、指導教員の下で高度の専門的な研究を進め、修士論文の作成に結びつけるための科目を配置する。													
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー(DP)					カリキュラムポリシー(CP)					
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	CP(1)	CP(2)	CP(3)	CP(4)	CP(5)	
共通科目	科学技術英語	1・2前・後		2				○					○			
	先端科学技術特論A	1・2前		2		○				○	○			○		
	先端科学技術特論B	1・2後		2		○				○	○			○		
	知的財産特論	1・2後		2			○			○		○				
	科学技術倫理	1・2前		2			○			○		○				
	学外研修A	1・2前		2		○	○									
	学外研修B	1・2後		2		○	○									
	現代解析学序論	1・2前		2				○	○					○	○	
	環境化学特論	1・2後		2		○			○		○			○		
	環境分析化学特論	1・2前		2		○			○		○			○		
	計算化学特論	1・2後		2		○			○		○			○		
	植物分子生理学特論	1・2後		2		○		○			○	○				
	総合生物学特別講義A	1・2前		2		○		○			○	○				
	総合生物学特別講義B	1・2前		2		○		○			○	○				
専門科目	物理化学特論	1・2後		2					○	○	○			○	○	
	有機化学特論	1・2前		2					○	○	○			○	○	
	数学分野	数理論理特論	1・2後		2				○	○						
		整数論特論Ⅰ	1・2前		2				○	○						
		整数論特論Ⅱ	1・2前		2				○	○						
		位相幾何学特論	1・2前		2				○	○		○	○		○	○
		数理計画特論Ⅰ	1・2前		2				○	○		○	○		○	○
		数理計画特論Ⅱ	1・2前		2				○	○		○	○		○	○
		解析学特論Ⅰ	1・2前		2				○	○					○	○
		解析学特論Ⅱ	1・2前		2				○	○					○	○
		表現論特論Ⅰ	1・2後		2				○	○					○	○
		表現論特論Ⅱ	1・2後		2				○	○					○	○
		応用確率モデル論Ⅰ	1・2後		2				○	○		○			○	○
		応用確率モデル論Ⅱ	1・2後		2				○	○		○			○	○
		関数解析学特論Ⅰ	1・2後		2				○	○				○	○	○
		関数解析学特論Ⅱ	1・2後		2				○	○				○	○	○
		代数学特論	1・2前		2				○	○					○	○
		数理代数学演習	1・2前		2				○	○						
		数学基本実践演習	1・2前		2				○	○		○		○	○	○
		物理学分野	天体素粒子物理学特論	1・2前		2		○		○	○	○		○		○
	物性物理学特論		1・2後		2		○		○	○	○		○		○	○
	宇宙物理学・宇宙論		1・2後		2		○		○	○	○		○		○	○
	計算物理学特論		1・2後		2		○		○	○	○	○	○		○	○
	統計力学特論		1・2前		2		○		○	○	○		○		○	○
	物性計測特論		1・2前		2		○	○	○	○	○	○	○		○	○
	物理学特別講義		1・2後		2		○		○	○	○	○	○		○	○

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー(DP)					カリキュラムポリシー(CP)				
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	CP(1)	CP(2)	CP(3)	CP(4)	CP(5)
専 門 科 目	化 学 分 野	錯体化学特論	1・2前	2		○			○					○	
		超分子化学特論	1・2後	2		○			○					○	
		無機合成特論	1・2前	2		○			○					○	
		物質変換化学論講	1・2前	2		○			○					○	
		機能解析化学論講	1・2前	2		○			○					○	
		化学反応特論	1・2後	2		○			○					○	
		物性化学特論	1・2後	2		○			○					○	
		コロイド界面化学特論	1・2後	2		○			○					○	
		機能性物質化学特論	1・2前	2		○			○					○	
		地球宇宙化学特論	1・2後	2		○			○					○	
		化学特別講義Ⅰ	1・2後	2		○			○		○			○	
		化学特別講義Ⅱ	1・2後	2		○			○		○			○	
	生 物 科 学 分 野	生体機構学各論	1・2前	2		○			○	○		○			
		進化系統学各論	1・2前	2		○			○	○		○			
		生態学各論	1・2後	2		○			○	○		○			
		タンパク質科学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
		植物生理化学特論	1・2前	2		○	○	○		○		○			
		生物化学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
		動物生理学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
		植物発生学特論	1・2前	2		○	○	○		○		○			
		生体機構学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
		内分泌学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
		動物発生学特論	1・2前	2		○	○	○		○		○			
		植物形態学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
		生態学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
		古生物学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
		発生学各論	1・2後	2		○			○	○		○			
		生命動態学特論	1・2後	2		○	○	○		○		○			
	情 報 学 分 野	知能情報学特論Ⅰ	1・2前	2					○					○	
		知能情報学特論Ⅱ	1・2前	2				○	○					○	
		ビジュアル情報処理特論	1・2後	2			○		○	○	○		○	○	
		グラフ理論特論	1・2前	2				○	○					○	
		セキュリティ技術特論	1・2後	2				○	○					○	
		プログラミング言語特論	1・2後	2				○	○					○	
		メディア情報処理特論	1・2後	2				○	○					○	
		計算機科学数理特論	1・2後	2				○	○					○	
		計算論理学特論	1・2後	2				○	○					○	
		抽象数理構造特論	1・2前	2				○	○					○	
		人間情報学特論	1・2前	2				○	○					○	
		組合せ理論特論	1・2前	2					○					○	
		暗号安全性特論	1・2後	2					○					○	
		非線形解析特論	1・2後	2				○	○					○	
		数理解析学特論	1・2後	2				○	○					○	
		知的情報処理特論	1・2前	2				○	○					○	
		知能情報システム特論	1・2後	2				○	○					○	
	機 械 工 学 分 野	材料力学特論	1・2前	2		○			○					○	
		機械材料特論	1・2前	2		○			○					○	
		熱流体工学特論	1・2前	2		○			○					○	
		機械力学特論	1・2前	2		○			○					○	
		制御工学特論	1・2前	2		○			○					○	
		生産工学特論	1・2前	2		○			○					○	
		材料強度学特論	1・2後	2		○			○					○	
		工作機械特論	1・2後	2		○			○					○	
		熱工学特論	1・2後	2		○			○					○	
		流体工学特論	1・2後	2		○			○					○	
		機械音響工学特論	1・2後	2		○			○					○	
		システム制御工学特論	1・2後	2		○			○					○	
		ロボット工学特論	1・2後	2		○			○					○	
		構造解析特論	1・2後	2		○			○					○	
		知能機械特論	1・2後	2		○			○					○	
		加工学特論	1・2後	2		○			○					○	
	電 気 電 子 情 報 工 学 分 野	電力システム工学特論	1・2後	2					○						
		電子デバイス工学特論	1・2前	2					○						
		回路学特論	1・2前	2					○	○		○		○	
		波動電子工学特論	1・2前	2		○	○		○	○	○			○	○

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー(DP)					カリキュラムポリシー(CP)				
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	CP(1)	CP(2)	CP(3)	CP(4)	CP(5)
専門科目	電気電子情報工学分野	通信工学特論	1・2前	2					○	○		○		○	
		情報工学特論	1・2前	2		○		○	○	○	○	○		○	
		エネルギーシステム工学特論	1・2前	2		○		○	○		○	○	○	○	
		電力システム解析特論	1・2前	2		○		○	○	○	○			○	
		物性工学特論	1・2後	2					○						
		電子回路特論	1・2後	2					○			○		○	
		電磁界理論の応用	1・2後	2		○	○		○	○	○			○	○
		超音波エレクトロニクス	1・2後	2					○	○		○		○	○
		デジタルシステム設計論	1・2後	2				○	○	○	○	○		○	
		情報セキュリティ特論	1・2後	2		○		○	○	○	○	○		○	
		再生可能エネルギー工学特論	1・2後	2		○		○	○		○	○	○	○	
		通信システム工学特論	1・2後	2				○	○	○		○		○	○
		信号処理特論	1・2前	2		○		○	○	○	○	○		○	
		システム最適化特論	1・2後	2		○			○	○	○			○	
	応用化学分野	無機分析化学特論	1・2前	2		○			○	○	○			○	
		合成化学特論	1・2後	2					○	○	○				
		高分子物性特論	1・2前	2				○	○	○	○			○	○
		電気化学特論	1・2前	2				○	○					○	
		無機結晶化学特論	1・2後	2				○	○		○				○
		フロンティア軌道特論	1・2後	2					○	○	○			○	
		分子工学特論	1・2前	2					○	○				○	○
		配位化学特論	1・2後	2				○	○		○			○	○
		有機金属化学特論	1・2後	2					○	○				○	○
		有機機能材料特論	1・2後	2				○	○				○		○
	経営デザイン分野	作業工学特論	1・2後	2					○	○	○			○	
		生産管理特論	1・2後	2			○	○	○	○	○	○	○		
		生産計画特論	1・2前	2			○	○	○	○	○	○	○		
		生産マネジメント工学特論	1・2前	2				○	○	○	○		○		
		知能生産システム工学特論	1・2前	2					○	○	○			○	
		品質管理特論	1・2前	2					○	○	○			○	
		システム工学特論	1・2後	2				○	○	○	○	○	○		
		デザインマネジメント特論	1・2後	2				○	○	○	○		○	○	
		生産技術特論	1・2前	2					○	○	○			○	
		ロジスティクス工学特論	1・2後	2					○	○	○			○	
		管理情報システム特論	1・2前	2					○	○	○			○	
		プロジェクトマネジメント特論	1・2前	2				○	○	○	○	○	○		
		人間工学特論	1・2前	2					○	○	○			○	
		イノベーションマネジメント特論	1・2前	2			○		○	○	○			○	
		経営工学専門表現特論	1・2後	2			○	○					○		
	応用物理学分野	宇宙観測学特論	1・2前	2					○	○				○	○
		人工知能特論	1・2後	2					○	○					○
		放射線計測特論	1・2前	2		○		○	○	○				○	○
		量子物性特論	1・2前	2					○	○					○
		固体物理学特論	1・2前	2					○	○					○
		統計物理学特論	1・2前	2					○	○					○
		高エネルギー宇宙物理学特論	1・2前	2					○	○					○
		基礎光学特論	1・2後	2					○	○					○
		物質科学特論	1・2後	2					○	○					○
		分子生物学特論	1・2前	2					○			○		○	
	生命機能学分野	天然物化学特論	1・2後	2					○			○		○	
		食品科学特論	1・2後	2					○			○		○	
		化粧品科学特論	1・2前	2					○			○		○	
		生化学特論	1・2後	2					○			○		○	
		遺伝子工学特論	1・2前	2					○			○		○	
	演習・研究	理工学演習Ⅰ(アカデミックプレゼンテーション)	1前	2		○		○	○						○
		理工学演習Ⅱ	1後	2		○		○	○						○
		理工学演習Ⅲ	2前	2		○		○	○						○
		理工学演習Ⅳ	2後	2		○		○	○						○
		理工学研究Ⅰ	1前	2		○			○						○
		理工学研究Ⅱ	1後	2		○			○						○
		理工学研究Ⅲ	2前	2		○			○						○
		理工学研究Ⅳ	2後	2		○			○						○

○:達成のために重要な科目

カリキュラムマップ 総合理工学研究科 建築学専攻 博士前期課程

人材養成及び教育研究上の目的			「様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることによって、人間の多様な営みにとって使いやすく、安全で快適、かつ感動を呼ぶ持続可能な空間や形態・環境を創造すること」という『建築の目的』を達成できる人材として、先端的知識を要求される問題にも直ちに参加できる技術者及び専門家の育成を目的とする。													
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)			(1) 自然現象の深い理解から社会課題の解決までを一貫して捉えられる視座と、技術者又は研究者としての高い倫理観を身に付けている。 (2) 多様化する社会に関する幅広い視野と教養を身に付けている。 (3) 専門に関する英語の文献等を理解し、かつ、その内容について高度な専門知識に裏付けられた論理的な説明や議論を行うことができる能力を身に付けている。 (4) 建築分野の急速な技術進歩へ適応できる能力を身に付けている。 (5) 建築分野の産業的観点及び学術的観点から重要とされる課題を解決できる研究推進能力を身に付けている。													
教育課程表編制の方針 (カリキュラム・ポリシー)			(1) 理学における自然の本質探究及び工学における知の社会実装の両視点を融合した科目や、境界領域又は関連領域の連携による科目を配置する。 (2) 技術者又は専門家としての倫理や社会的責任を理解するための科目を配置する。 (3) 国際的感性及びコミュニケーション能力の涵養を図るために、科学技術に関する英語科目を配置する。 (4) 指導教員の下、産業的観点及び学術的観点から重要な研究課題に取り組むことで、積極的に社会と関わり、様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることができる能力を育成するための科目を配置する。 (5) 建築構造、建築デザイン、建築環境に関する専門分野の中から、各自の専門及び専門以外の関連分野に関する高度の知識を身に付けるための科目を配置する。													
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー(DP)					カリキュラムポリシー(CP)					
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	CP(1)	CP(2)	CP(3)	CP(4)	CP(5)	
共通科目	科学技術英語	1・2前・後	2					○					○			
	先端科学技術特論A	1・2前	2			○	○				○					
	先端科学技術特論B	1・2後	2			○	○				○					
	知的財産特論	1・2後	2				○			○		○				
	科学技術倫理	1・2前	2				○			○		○				
	学外研修A	1・2前	2			○	○									
	学外研修B	1・2後	2			○	○									
	現代解析学序論	1・2前	2			○					○					
	環境化学特論	1・2後	2			○					○					
	環境分析化学特論	1・2前	2			○					○					
	計算化学特論	1・2後	2			○					○					
	植物分子生理学特論	1・2後	2			○					○					
	総合生物学特別講義A	1・2前	2			○					○					
	総合生物学特別講義B	1・2前	2			○					○					
	物理化学特論	1・2後	2			○					○					
	有機化学特論	1・2前	2			○					○					
専門科目	構造分野	構造安定特論	1・2前	2		○			○		○			○		
		サステナブル建築構造特論	1・2後	2			○		○	○	○	○			○	○
		地震防災工学特論	1・2前	2		○	○		○	○	○	○	○		○	
		信頼性設計特論	1・2後	2		○	○		○		○	○		○		
		木質構造特論	1・2後	2			○		○	○	○	○			○	
		建築基礎特論	1・2後	2		○	○		○		○	○		○		
		構造デザイン特論	1・2後	2		○			○	○	○	○			○	○
		建築生産工業化特論	1・2前	2			○		○	○	○	○			○	○
		リスクマネジメント特論	1・2前	2		○	○		○		○	○	○		○	
	環境分野	建築環境特論Ⅰ	1・2前	2		○	○		○		○	○				○
		建築環境特論Ⅱ	1・2前	2		○	○		○		○	○				○
		建築環境特論Ⅲ	1・2前	2		○	○		○		○	○				○
		建築設備特論Ⅰ	1・2前	2		○	○		○		○	○				○
		建築設備特論Ⅱ	1・2後	2		○	○		○		○	○				○
		建築設備特論Ⅲ	1・2後	2		○	○		○		○	○				○
		建築史保存特論Ⅰ	1・2前・後	2		○	○				○		○			○
		建築史保存特論Ⅱ	1・2前・後	2		○	○				○		○			○
	デザイン分野	建築計画特論Ⅰ	1・2前・後	2		○					○		○			○
		建築計画特論Ⅱ	1・2前・後	2		○					○		○			○
		建築設計特論Ⅰ	1・2前・後	2		○	○			○		○	○		○	
		建築設計特論Ⅱ	1・2前・後	2		○	○			○		○	○		○	
		建築設計特論Ⅲ	1・2前・後	2		○	○				○	○	○		○	
		建築設計特論Ⅳ	1・2前・後	2		○	○				○	○	○		○	
		住宅設計特論Ⅰ	1・2前・後	2			○			○	○		○		○	○
		住宅設計特論Ⅱ	1・2前・後	2			○			○	○		○		○	○
	住生活創造分野	居住デザイン史特論Ⅰ	1・2前・後	2		○	○				○	○			○	○
		居住デザイン史特論Ⅱ	1・2前・後	2		○	○				○	○			○	○
		生活環境特論Ⅰ	1・2前・後	2		○	○			○	○	○			○	○
		生活環境特論Ⅱ	1・2前・後	2		○	○			○		○			○	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー(DP)					カリキュラムポリシー(CP)				
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	CP(1)	CP(2)	CP(3)	CP(4)	CP(5)
専門科目	まち再生分野	都市計画特論Ⅰ	1・2前・後	2		○	○			○		○		○	○
		都市計画特論Ⅱ	1・2前・後	2		○	○			○		○		○	○
		建築保存活用特論Ⅰ	1・2前・後	2		○	○		○			○		○	○
		建築保存活用特論Ⅱ	1・2前・後	2		○	○		○			○		○	○
		まちづくり特論Ⅰ	1・2前・後	2		○	○			○		○		○	
		まちづくり特論Ⅱ	1・2前・後	2		○	○			○		○		○	
		建築不動産学特論Ⅰ	1・2前・後	2		○	○		○		○	○		○	○
		建築不動産学特論Ⅱ	1・2前・後	2		○	○		○		○	○		○	○
	建築学共通分野	Design Process StudioⅠ	1・2前	2		○	○	○				○	○		
		Design Process StudioⅡ	1・2後	2		○	○	○				○	○		
		建築実務実習Ⅰ(構造系)	1前	4		○	○			○		○			○
		建築実務実習Ⅰ(環境系)	1前	4		○	○			○		○			○
		建築実務実習Ⅰ(意匠系)	1前	4		○	○		○	○		○		○	○
		建築実務実習Ⅱ(構造系)	1後	4		○	○			○		○			○
		建築実務実習Ⅱ(環境系)	1後	4		○	○			○		○			○
		建築実務実習Ⅱ(意匠系)	1後	4		○	○		○	○		○		○	○
		建築実務実習Ⅲ(構造系)	2前	4		○	○			○		○			○
		建築実務実習Ⅲ(環境系)	2前	4		○	○			○		○			○
		建築実務実習Ⅲ(意匠系)	2前	4		○	○		○	○		○		○	○
		建築実務実習Ⅳ(構造系)	2後	2		○	○			○		○			○
		建築実務実習Ⅳ(環境系)	2後	2		○	○			○		○			○
		建築実務実習Ⅳ(意匠系)	2後	2		○	○		○	○		○		○	○
	輪講・特別実験・特別設計	建築学輪講Ⅰ(構造系)	1前	1		○	○	○	○				○	○	○
		建築学輪講Ⅰ(環境系)	1前	1		○	○	○	○				○	○	○
		建築学輪講Ⅰ(意匠系)	1前	1		○	○	○		○	○	○	○	○	○
		建築学輪講Ⅱ(構造系)	1後	1		○	○	○	○				○	○	○
		建築学輪講Ⅱ(環境系)	1後	1		○	○	○	○				○	○	○
		建築学輪講Ⅱ(意匠系)	1後	1		○	○	○		○	○	○	○	○	○
		建築学輪講Ⅲ(構造系)	2前	1		○	○	○	○				○	○	○
		建築学輪講Ⅲ(環境系)	2前	1		○	○	○	○				○	○	○
		建築学輪講Ⅲ(意匠系)	2前	1		○	○	○		○	○	○	○	○	○
		建築学輪講Ⅳ(構造系)	2後	1		○	○	○	○				○	○	○
		建築学輪講Ⅳ(環境系)	2後	1		○	○	○	○				○	○	○
		建築学輪講Ⅳ(意匠系)	2後	1		○	○	○		○	○	○	○	○	○
		建築学特別実験Ⅰ(構造系)	1前	2		○		○	○	○				○	○
		建築学特別実験Ⅰ(環境系)	1前	2		○		○	○	○				○	○
		建築学特別実験Ⅱ(構造系)	1後	2		○		○	○	○				○	○
		建築学特別実験Ⅱ(環境系)	1後	2		○		○	○	○				○	○
		建築学特別実験Ⅲ(構造系)	2前	2		○		○	○	○				○	○
		建築学特別実験Ⅲ(環境系)	2前	2		○		○	○	○				○	○
		建築学特別実験Ⅳ(構造系)	2後	2		○		○	○	○				○	○
		建築学特別実験Ⅳ(環境系)	2後	2		○		○	○	○				○	○
		建築学特別設計Ⅰ(意匠系)	1前	2					○	○		○		○	○
		建築学特別設計Ⅱ(意匠系)	1後	2					○	○		○		○	○
		建築学特別設計Ⅲ(意匠系)	2前	2					○	○		○		○	○
		建築学特別設計Ⅳ(意匠系)	2後	2					○	○		○		○	○

○:達成のために重要な科目

カリキュラムマップ 総合理工学研究科 理工学専攻 博士後期課程

人材養成及び教育研究上の目的		理学、工学又は情報学の各専門領域に関する基礎的かつ高度な専門的知識を身に付けることで、科学技術のさらなる発展とイノベーションの創出を担う優れた研究・開発能力を有する研究者及び確かな教育・研究能力を有する大学教員を育成することを目的とする。										
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)		(1) 研究者や大学教員としての高い倫理観並びに資質及び能力を身に付けている。 (2) 自立した研究者として、課題設定から成果発表までの一連の研究活動を独力で実践する能力を身に付けている。 (3) 国際会議等で研究成果を英語で発表し、他の研究者と討議を重ね、論文等にまとめる能力を身に付けている。 (4) 高度な専門知識と豊かな学識に裏付けられた論理的な説明や議論を行う能力を持つことで、他者と協力して研究やプロジェクトを遂行するマネジメント能力やリーダーとしての資質を身に付けている。 (5) 理学、工学又は情報学の各専門領域に関する最先端の専門知識と関連領域に関する豊かな学識を身に付けている。 (6) 周辺分野との関連を広く把握し、時代の変化や社会の要請に応じて新しい理論を構築し、技術革新を担うことのできる創造性豊かな研究・開発能力を身に付けている。										
教育課程表編制の方針 (カリキュラム・ポリシー)		(1) 高度な学術研究に豊富に接することにより、基盤となる豊かな知的学識を培うための講義科目を配置する。研究活動における企画力や公表力、自立力などを磨くとともに、自ら研究課題を設定し、指導教員の下、多様な研究活動の場を通じて研鑽を積むことで、博士論文の作成へと結びつけるための演習科目を配置する。										
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー(DP)						カリキュラム・ポリシー(CP)
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	DP(6)	CP(1)
専 門 科 目	理工学特殊研究Ⅰ(講義)	1前	2			○				○	○	○
	理工学特殊研究Ⅱ(講義)	1後	2			○				○	○	○
	理工学特殊研究Ⅰ(演習)	1前	2			○	○	○	○	○	○	○
	理工学特殊研究Ⅱ(演習)	1後	2			○	○	○	○	○	○	○
	理工学特殊研究Ⅲ(演習)	2前	2			○	○	○	○	○	○	
	理工学特殊研究Ⅳ(演習)	2後	2			○	○	○	○	○	○	
	理工学特殊研究Ⅴ(演習)	3前	2			○	○	○	○	○	○	
	理工学特殊研究Ⅵ(演習)	3後	2			○	○	○	○	○	○	

○：達成のために重要な科目

○:達成のために重要な科目

カリキュラムマップ 総合理工学研究科 建築学専攻 博士後期課程

人材養成及び教育研究上の目的			「様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることによって、人間の多様な営みにとって使いやすく、安全で快適、かつ感動を呼ぶ持続可能な空間や形態・環境を創造すること」という『建築の目的』を高度に達成できる人材として、研究者及び高度職業専門人の育成を目的とする。									
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)			(1) 多様化する社会に関する幅広い視野と教養を身に付けている。 (2) 研究の成果を日本語や英語で発表し、論文としてまとめる能力を身に付けている。 (3) 論理的な思考力とプレゼンテーション能力を身に付けている。 (4) 建築分野の急速な技術進歩へ適応できる高い能力を身に付けている。 (5) 建築分野の産業的及び学術的観点から重要とされる課題を見出す、これを解決できる高い研究推進能力を身に付けている。									
教育課程表編制の方針 (カリキュラム・ポリシー)			(1) 自主性を大切にしつつ、教員の助言の下で、様々な機能と諸技術、そして美とを調整し、それらの最善の総合化を図ることができるよう、社会との結びつきを重視しながら研鑽を積むことのできる科目を配置する。 (2) 建築構造、建築デザイン、建築環境に関する専門分野の中から、各自の専門に関する高度な最先端の学術的知識を身に付けるための科目を配置する。									
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			ディプロマ・ポリシー (DP)					カリキュラムポリシー (CP)	
			必修	選択	自由	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	DP(5)	CP(1)	CP(2)
専門科目	建築構造工学特殊研究Ⅰ(講義)	1前		2		○	○	○	○		○	○
	建築構造工学特殊研究Ⅱ(講義)	1後		2		○	○	○	○		○	○
	建築構造工学特殊研究Ⅰ(演習)	1前		2		○	○	○		○	○	○
	建築構造工学特殊研究Ⅱ(演習)	1後		2		○	○	○		○	○	○
	建築構造工学特殊研究Ⅲ(演習)	2前		2		○	○	○		○	○	○
	建築構造工学特殊研究Ⅳ(演習)	2後		2		○	○	○		○	○	○
	建築構造工学特殊研究Ⅴ(演習)	3前		2		○	○	○		○	○	○
	建築構造工学特殊研究Ⅵ(演習)	3後		2		○	○	○		○	○	○
	建築都市文化学特殊研究Ⅰ(講義)	1前		2		○			○	○	○	○
	建築都市文化学特殊研究Ⅱ(講義)	1後		2		○			○	○	○	○
	建築都市文化学特殊研究Ⅰ(演習)	1前		2			○	○		○	○	○
	建築都市文化学特殊研究Ⅱ(演習)	1後		2			○	○		○	○	○
	建築都市文化学特殊研究Ⅲ(演習)	2前		2			○	○		○	○	○
	建築都市文化学特殊研究Ⅳ(演習)	2後		2			○	○		○	○	○
	建築都市文化学特殊研究Ⅴ(演習)	3前		2			○	○		○	○	○
	建築都市文化学特殊研究Ⅵ(演習)	3後		2			○	○		○	○	○
	建築都市設計学特殊研究Ⅰ(講義)	1前		2		○			○	○	○	○
	建築都市設計学特殊研究Ⅱ(講義)	1後		2		○			○	○	○	○
	建築都市設計学特殊研究Ⅰ(演習)	1前		2			○	○		○	○	○
	建築都市設計学特殊研究Ⅱ(演習)	1後		2			○	○		○	○	○
	建築都市設計学特殊研究Ⅲ(演習)	2前		2			○	○		○	○	○
	建築都市設計学特殊研究Ⅳ(演習)	2後		2			○	○		○	○	○
	建築都市設計学特殊研究Ⅴ(演習)	3前		2			○	○		○	○	○
	建築都市設計学特殊研究Ⅵ(演習)	3後		2			○	○		○	○	○
	建築環境工学特殊研究Ⅰ(講義)	1前		2		○	○	○	○		○	○
	建築環境工学特殊研究Ⅱ(講義)	1後		2		○	○	○	○		○	○
	建築環境工学特殊研究Ⅰ(演習)	1前		2		○	○	○		○	○	○
	建築環境工学特殊研究Ⅱ(演習)	1後		2		○	○	○		○	○	○
	建築環境工学特殊研究Ⅲ(演習)	2前		2		○	○	○		○	○	○
	建築環境工学特殊研究Ⅳ(演習)	2後		2		○	○	○		○	○	○
	建築環境工学特殊研究Ⅴ(演習)	3前		2		○	○	○		○	○	○
	建築環境工学特殊研究Ⅵ(演習)	3後		2		○	○	○		○	○	○

○:達成のために重要な科目

履修モデル 理工学専攻博士前期課程

数学を研究領域にした場合の履修モデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		科学技術英語	2			2
専門科目	数学分野	整数論特論I	2	位相幾何学特論	2	18
		数値計画特論I	2	数値計画特論II	2	
		解析学特論I	2	関数解析学特論I	2	
		表現論特論I	2	関数解析学特論II	2	
		応用確率モデル論I	2			
	物理学分野					0
	化学分野					0
	生物科学分野					0
	情報学分野					0
	機械工学分野					0
	電気電子情報工学分野					0
	応用化学分野					0

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
専門科目	経営デザイン分野					0
	応用物理学分野					0
	生命機能学分野					0
	演習・研究	理工学演習Ⅰ（アカデミックプレゼンテーション）	2	理工学演習Ⅲ	2	16
		理工学演習Ⅱ	2	理工学演習Ⅳ	2	
		理工学研究Ⅰ	2	理工学研究Ⅲ	2	
		理工学研究Ⅱ	2	理工学研究Ⅳ	2	
年間単位数		20		16		／
合計単位数		36				

履修モデル 理工学専攻博士前期課程

化学を研究領域にした場合の履修モデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		科学技術英語	2	先端科学技術特論A	2	6
		計算化学特論	2			
専門科目	数学分野					0
	物理学分野					0
	化学分野	物質変換化学論講	2	化学特別講義Ⅱ	1	8
		超分子化学特論	2			
		機能性物質化学特論	2			
		化学特別講義Ⅰ	1			
	生物科学分野					0
	情報学分野					0
	機械工学分野					0
	電気電子情報工学分野					0
	応用化学分野			有機金属化学特論	2	2

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
専門科目	経営デザイン分野					0
	応用物理学分野					0
	生命機能学分野					0
	演習・研究	理工学演習Ⅰ（アカデミックプレゼンテーション）	2	理工学演習Ⅲ	2	16
		理工学演習Ⅱ	2	理工学演習Ⅳ	2	
		理工学研究Ⅰ	2	理工学研究Ⅲ	2	
		理工学研究Ⅱ	2	理工学研究Ⅳ	2	
年間単位数		19		13		／
合計単位数		32				

履修モデル 理工学専攻博士前期課程

生物科学を研究領域にした場合の履修モデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		科学技術英語	2	総合生物学特別講義A	2	8
		先端科学技術特論B	2			
		植物分子生理学特論	2			
専門科目	数学分野					0
	物理学分野					0
	化学分野					0
	生物科学分野	生態機構学各論	2			6
		進化系統学各論	2			
		動物生理学特論	2			
	情報学分野					0
	機械工学分野					0
	電気電子情報工学分野					0
	応用化学分野					0

科目区分		1年次		2年次		区分別 単位数 計
		科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	
専 門 科 目	経営 デザイン 分野					0
	応用 物理 学 分 野					0
	生命 機 能 学 分 野					0
	演 習 ・ 研 究	理工学演習Ⅰ（アカデミックプレゼンテーション）	2	理工学演習Ⅲ	2	16
		理工学演習Ⅱ	2	理工学演習Ⅳ	2	
		理工学研究Ⅰ	2	理工学研究Ⅲ	2	
		理工学研究Ⅱ	2	理工学研究Ⅳ	2	
年間単位数		20		10		／
合計単位数		30				

履修モデル 理工学専攻博士前期課程

情報学を研究領域にした場合の履修モデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		先端科学技術特論A	2			4
		先端科学技術特論B	2			
専門科目	数学分野					0
	物理学分野					0
	化学分野					0
	生物科学分野					0
	情報学分野	グラフ理論特論	2	抽象数理構造特論	2	10
		プログラミング言語特論	2			
		計算機科学数理特論	2			
		数理解析学特論	2			
	機械工学分野					0
	電気電子情報工学分野					0
	応用化学分野					0

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
専門科目	経営デザイン分野					0
	応用物理学分野					0
	生命機能学分野					0
	演習・研究	理工学演習Ⅰ（アカデミックプレゼンテーション）	2	理工学演習Ⅲ	2	16
		理工学演習Ⅱ	2	理工学演習Ⅳ	2	
		理工学研究Ⅰ	2	理工学研究Ⅲ	2	
		理工学研究Ⅱ	2	理工学研究Ⅳ	2	
年間単位数		20		10		／
合計単位数		30				

履修モデル 理工学専攻博士前期課程

機械工学を研究領域にした場合の履修モデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		科学技術英語	2			4
		先端科学技術特論A	2			
専門科目	数学分野					0
	物理学分野					0
	化学分野					0
	生物科学分野					0
	情報学分野					0
	機械工学分野	材料力学特論	2			12
		機械材料特論	2			
		熱流体工学特論	2			
		制御工学特論	2			
		機械力学特論	2			
		生産工学特論	2			
	電気電子情報工学分野					0
	応用化学分野					0

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
専門科目	経営デザイン分野					0
	応用物理学分野					0
	生命機能学分野					0
	演習・研究	理工学演習Ⅰ（アカデミックプレゼンテーション）	2	理工学演習Ⅲ	2	16
		理工学演習Ⅱ	2	理工学演習Ⅳ	2	
		理工学研究Ⅰ	2	理工学研究Ⅲ	2	
		理工学研究Ⅱ	2	理工学研究Ⅳ	2	
年間単位数		24		8		／
合計単位数		32				

履修モデル 理工学専攻博士前期課程

電気電子情報工学を研究領域にした場合の履修モデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		科学技術英語	2			2
専門科目	数学分野					0
	物理学分野					0
	化学分野					0
	生物科学分野					0
	情報学分野					0
	機械工学分野					0
	電気電子情報工学分野	エネルギーシステム工学特論	2	情報セキュリティ特論	2	12
		電子デバイス工学特論	2	物性工学特論	2	
		信号処理特論	2			
		情報工学特論	2			
	応用化学分野					0

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
専門科目	経営デザイン分野					0
	応用物理学分野					0
	生命機能学分野					0
	演習・研究	理工学演習Ⅰ（アカデミックプレゼンテーション）	2	理工学演習Ⅲ	2	16
		理工学演習Ⅱ	2	理工学演習Ⅳ	2	
		理工学研究Ⅰ	2	理工学研究Ⅲ	2	
		理工学研究Ⅱ	2	理工学研究Ⅳ	2	
年間単位数		18		12		／
合計単位数		30				

履修モデル 理工学専攻博士前期課程

応用化学を研究領域にした場合の履修モデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		科学技術英語	2			8
		物理化学特論	2			
		有機化学特論	2			
		環境化学特論	2			
専門科目	数学分野					0
	物理学分野					0
	化学分野					0
	生物科学分野					0
	情報学分野					0
	機械工学分野					0
	電気電子情報工学分野					0
	応用化学分野	無機分析化学特論	2	無機結晶化学特論	2	8
		配位化学特論	2			
		電気化学特論	2			

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
専門科目	経営デザイン分野					0
	応用物理学分野					0
	生命機能学分野					0
	演習・研究	理工学演習Ⅰ（アカデミックプレゼンテーション）	2	理工学演習Ⅲ	2	16
		理工学演習Ⅱ	2	理工学演習Ⅳ	2	
		理工学研究Ⅰ	2	理工学研究Ⅲ	2	
		理工学研究Ⅱ	2	理工学研究Ⅳ	2	
年間単位数		22		10		／
合計単位数		32				

履修モデル 建築学専攻博士前期課程

建築構造技術に関わる分野において活躍する人材を養成するモデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		科学技術英語	2			2
専門科目	構造分野	構造安定特論	2			18
		サステナブル建築構造特論	2			
		地震防災工学特論	2			
		信頼性設計特論	2			
		木質構造特論	2			
		建築基礎特論	2			
		構造デザイン特論	2			
		建築生産工業化特論	2			
		リスクマネジメント特論	2			
	環境分野					0
	デザイン分野					0
	住生活創造分野					0
	まち再生分野					0
	建築学共通分野	建築実務実習Ⅰ（構造系）	4			4
	験・講・特・別・特・設・別・計・実	建築学輪講Ⅰ（構造系）	1	建築学輪講Ⅲ（構造系）	1	12
		建築学輪講Ⅱ（構造系）	1	建築学輪講Ⅳ（構造系）	1	
		建築学特別実験Ⅰ（構造系）	2	建築学特別実験Ⅲ（構造系）	2	
		建築学特別実験Ⅱ（構造系）	2	建築学特別実験Ⅳ（構造系）	2	
年間単位数		30		6		36
合計単位数						

履修モデル 建築学専攻博士前期課程

建築環境、建築設備の分野において活躍する人材を養成するモデル

科目区分		1年次		2年次		区分別単位数計
		科目名	単位数	科目名	単位数	
共通科目		科学技術英語	2	科学技術倫理	2	4
専門科目	構造分野					0
	環境分野	建築環境特論Ⅰ	2			12
		建築環境特論Ⅱ	2			
		建築環境特論Ⅲ	2			
		建築設備特論Ⅰ	2			
		建築設備特論Ⅱ	2			
		建築設備特論Ⅲ	2			
	デザイン分野					0
	住生活創造分野					0
	まち再生分野					0
	建築学共通分野	建築実務実習Ⅰ（環境系）	4			4
	輪講・特別設計実	建築学輪講Ⅰ（環境系）	1	建築学輪講Ⅲ（環境系）	1	12
		建築学輪講Ⅱ（環境系）	1	建築学輪講Ⅳ（環境系）	1	
		建築学特別実験Ⅰ（環境系）	2	建築学特別実験Ⅲ（環境系）	2	
		建築学特別実験Ⅱ（環境系）	2	建築学特別実験Ⅳ（環境系）	2	
年間単位数		24		8		32
合計単位数						

高度な理工系知識と研究・教育力を備えた研究者として活躍できる人材を養成するモデル

高度な理工学知識と研究・教育力を備えた研究者として活躍できる人材を養成するモデル							
科目区分	1年次		2年次		3年次		区分別 単位数 計
	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	
専 門 科 目	理工学特殊研究Ⅰ（講義）	2	理工学特殊研究Ⅲ（演習）	2	理工学特殊研究Ⅴ（演習）	2	16
	理工学特殊研究Ⅱ（講義）	2	理工学特殊研究Ⅳ（演習）	2	理工学特殊研究Ⅵ（演習）	2	
	理工学特殊研究Ⅰ（演習）	2					
	理工学特殊研究Ⅱ（演習）	2					
年間単位数	8		4		4		／
合計単位数	16						

履修モデル 建築学専攻博士後期課程

建築構造技術に関わる分野において研究者として活躍できる人材を養成するモデル

建築構造技術に関する力野において研究有として活躍できる人材を養成するモデル							
科目区分	1年次		2年次		3年次		区分別単位数計
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
専門科目	建築構造工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	建築構造工学特殊研究Ⅲ(演習)	2	建築構造工学特殊研究Ⅴ(演習)	2	16
	建築構造工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	建築構造工学特殊研究Ⅳ(演習)	2	建築構造工学特殊研究Ⅵ(演習)	2	
	建築構造工学特殊研究Ⅰ(演習)	2					
	建築構造工学特殊研究Ⅱ(演習)	2					
年間単位数	8		4		4		／
合計単位数	16						

履修モデル 建築学専攻博士後期課程

建築環境、建築設備の分野において研究者として活躍できる人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		区分別 単位数計
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
専門科目	建築環境工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	建築環境工学特殊研究Ⅲ(演習)	2	建築環境工学特殊研究Ⅴ(演習)	2	16
	建築環境工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	建築環境工学特殊研究Ⅳ(演習)	2	建築環境工学特殊研究Ⅵ(演習)	2	
	建築環境工学特殊研究Ⅰ(演習)	2					
	建築環境工学特殊研究Ⅱ(演習)	2					
年間単位数	8		4		4		
合計単位数	16						

修了までのスケジュール

総合理工学研究科博士前期課程

		事 項		備 考
1 年 次	4月	オリエンテーション		
		研究テーマ決定		研究テーマを決める
		前学期履修登録	講義科目	指導教員による講義・演習・実験実習
			演習科目	
		実験実習科目		
	5月	研究計画書提出		指導教員・アドバイザーを決定
	9月	後学期履修登録	講義科目	指導教員による講義・演習・実験実習
演習科目				
実験実習科目				
2 年 次	4月	前学期履修登録	講義科目	指導教員による講義・演習・実験実習
			演習科目	
			実験実習科目	
	5月 6月	論文・研究計画書提出		論文タイトルや概要を決定 指導教員・アドバイザーを決定
	9月	後学期履修登録	講義科目	指導教員による講義・演習・実験実習 修了要件:2年次修了までに30単位以上 取得すること
			演習科目	
			実験実習科目	
	11月 12月	修士論文審査員の決定		
	1月 2月	論文提出 論文審査の実施		主査・副査による試験・審査
	3月	学位授与式		

※指定する方法による外国語の学力に関する認定に合格する必要がある

修了までのスケジュール

総合理工学研究科博士後期課程

		事 項		備 考
1 年 次	4月	オリエンテーション		
		研究テーマ・指導教員決定		研究テーマ・指導教員を決める
		前学期履修登録	講義科目 演習科目	指導教員による講義・演習
	9月	後学期履修登録	講義科目	指導教員による講義・演習
			演習科目	
2 年 次	4月	前学期履修登録	講義科目 演習科目	指導教員による講義・演習
	9月 以降	中間審査・報告		
	9月	後学期履修登録	講義科目	指導教員による講義・演習
			演習科目	
3 年 次	4月	前学期履修登録	講義科目 演習科目	指導教員による講義・演習
	5月 6月	論文・研究計画書提出		論文タイトルや概要を決定
	9月	後学期履修登録	講義科目 演習科目	指導教員による講義・演習 修了要件:3年次修了までに16単位以上取得すること
	11月	博士論文審査員決定		
	1月	博士論文提出		
	1月 2月	最終試験 公聴会		主査・副査による試験・審査
	3月	学位授与式		

※指定する方法による外国語の学力に関する認定に合格する必要がある

○神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程

平成27年 3 月26日

規程第1053号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学研究倫理綱領（以下「倫理綱領」という。）を踏まえ、神奈川大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）の防止並びに不正行為等が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることにより、研究者がその社会的責任を果たし、本学における研究の信頼性及び公正性並びに適正な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(学部生、大学院生又は研究生の責務)

第1条の2 学部生、大学院生又は研究生のうち研究に携わる者は、指導教員の下、この規程に定められている事項を踏まえて研究に従事するものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究、受託研究、学内外の諸機関等との共同研究、プロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学教職員のほか本学において研究活動に携わる者（本学が設置する研究所・センターに所属する客員教授、研究員及び研究員受入れに関する規程に基づき受け入れた研究者を含む。）をいう。

3 この規程において「研究費」とは、本学が研究者に交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

4 この規程において「公的研究費」とは、研究費のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究費

(2) 前号に掲げるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

5 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。ただし、科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤り

であったときは、除く。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、試料、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 前3号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- (5) 前各号に掲げる行為のほか、研究活動に係る不適切な行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ等）であって、研究倫理の理念と研究者の行動規範からの逸脱の程度が甚だしいもの

6 この規程において「研究費の不正使用」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することを含む。

- (1) 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させる行為
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせる行為
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせる行為
- (4) 虚偽の申請に基づきポスト・ドクター、リサーチ・アシスタント等の報酬等を本学に支払わせる行為
- (5) 法令、学内諸規程又は当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用する行為
- (6) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

7 この規程において「研究資料」とは、文書、数値データ、画像等の研究資料及び実験試料、標本等の有体物をいう。

8 この規程において「配分機関」とは、第2条第4項の公的研究費を配分する機関をいう。

9 この規程において「学外研究機関」とは、受託研究による委託先機関及び共同研究における相手先機関等をいう。

10 この規程において「悪意」とは、通報により不正行為等の疑いが指摘された研究者（以下「調査対象者」という。）を陥れるため又は調査対象者の研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

（研究者の責務）

第2条の2 研究者は、不正行為等を行ってはならず、また、他者による不正行為等の防止

に努めなければならない。

- 2 研究者は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講しなければならない。
- 3 学部生、大学院生又は研究生のうち研究に携わる者を指導する研究者は、当該学部生、大学院生又は研究生に研究倫理の理念と研究者の行動規範を理解させるための必要な教育を行うように努めなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料を別に定める神奈川大学における研究データの取扱いに関するガイドラインにより適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 研究に関する管理責任体制

(最高管理責任者等)

第3条 学長は、最高管理責任者として本学全体を統括し、不正行為等の防止について最終責任を負うとともに、本学における不正防止についての基本方針を策定し、周知する。また、学長は、次項の統括管理責任者及び第3項のコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正行為等の防止のための適切な運営及び管理を行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 総合学術研究推進委員会副委員長は教学組織の、事務局長は事務局の、それぞれの統括管理責任者として学長を補佐し、不正防止についての基本方針に基づき、本学全体における不正行為等の防止のための具体的な対策を策定し、次項のコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、実施状況を確認し、学長に報告しなければならない。
- 3 各学部長、大学院各研究科委員長、各研究所長、言語研究センター所長、アジア研究センター所長及び図書館長並びに事務局の研究費の支出に関係する部局の各部署長は、前項の統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者としてその所掌する各教学組織及び各部局における不正行為等の防止のための具体的な対策を実施し、その管理及び監督を行う。
- 4 前項のコンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の責任者として、その所掌する各教学組織及び各部局の研究者に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施し、受講させなければならない。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、不正行為等の防止のための具体的な対策の実施を補佐させるために、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。
- 6 学長は、第2項の報告を受け、不正行為等の防止のための具体的な対策として実施する

事項を遵守しない研究者に対し、研究費の執行停止を命じることができるとともに、事務職員に対しては、研究費の管理に関与しないことを命じることができる。

7 第1項から第6項までに規定する各責任者の職名は、本学内外に公表するものとする。

第3章 研究倫理委員会等

(研究倫理委員会)

第4条 倫理綱領の遵守を推進するとともに、研究者による不正行為等を防止するため、総合学術研究推進委員会規程第14条の規定に基づき、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

2 倫理委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総合学術研究推進委員会副委員長
- (2) 大学院各研究科委員長
- (3) 図書館長
- (4) 担当事務局次長
- (5) 学長室長
- (6) 研究推進部長又は部次長
- (7) 学長が必要と認める者

3 倫理委員会に倫理委員会委員長を置き、総合学術研究推進委員会副委員長をもって充てる。

4 倫理委員会は、倫理委員会委員長が招集し、議長となる。

5 倫理委員会は、委員総数の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(倫理委員会の職務)

第5条 倫理委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 研究者の研究倫理意識を高めるために必要な、コンプライアンス教育及び研究倫理教育並びに研修等の実施計画及び内容等に関する審議
- (2) その他研究倫理に関する審議

2 人を対象とする研究に係る倫理審査については、別に定める神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程による。

3 動物実験、遺伝子組換え実験等に係る研究倫理審査については、安全委員会の定めるところによるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、学部等からの要望により、倫理委員会が必要と認めるときは、

倫理委員会において、研究倫理審査を行うことができる。

（専門委員の委嘱）

第6条 倫理委員会委員長は、審議内容の専門的事項に関して、学長と協議の上、必要に応じて本学教職員又は学外の有識者を専門委員として委嘱することができる。

2 専門委員は、倫理委員会委員長の求めにより、専門的見地から意見を述べることができる。

第4章 不正行為等に関する相談窓口及び通報窓口

（相談・通報窓口）

第7条 不正行為等についての相談及び通報のための窓口を研究推進部に設置し、研究推進部長が対応する。

2 相談及び通報は、学内外の全ての者が行うことができる。

3 研究推進部長は、相談者及び通報者からの問合せに適切に対応するものとする。

4 第1項に定めるもののほか、相談及び通報に関する業務の全部又は一部を第三者機関に委託することができる。この場合において、当該委託に関し必要な事項は、別に定める。

（相談の取扱い）

第8条 相談は、書面、電話、電子メール、面談等の手段で行うものとする。

2 研究推進部長は、相談の内容が不正行為等に当たる恐れがあると認めるときは、相談者に事前に通知した上で、相談内容を第9条第1項又は第2項に規定する通報として扱うことができる。

3 相談の内容が、不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を求められている等であるときは、研究推進部長は、学長及び事務局長に報告するものとする。

4 前項の報告があったとき、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して、不正行為等を行ってはならない又は不正行為等を求めてはならない旨を警告するものとする。

（通報の取扱い）

第9条 通報は、書面、電話、電子メール、面談等の手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為等を行ったと疑われる研究者の氏名又はグループ名並びに不正行為等の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り明示しなければならない。

2 匿名の通報があったときは、前項の規定にかかわらず、通報の内容に応じ、前項の通報に準じて取り扱うことができるものとする。

3 報道又は学会等（以下「報道等」という。）により研究者の不正行為等の疑いが指摘さ

れたときは、第1項の通報に準じて取り扱うものとする。

- 4 研究推進部長は、通報を受けたときは、直ちに、学長、倫理委員会委員長及び事務局長に報告するものとする。
- 5 学長は、通報の内容が本学が調査を行うべき機関に該当しないときには、調査機関に該当する機関に当該通報を回付するものとする。
- 6 学長は、通報の内容が公的研究費による研究のときには、通報を受けた日から30日以内に、配分機関にその内容とともに第11条による調査の実施要否を通知するものとする。
- 7 研究推進部長は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知りえないときは、通報が匿名による場合を除き、通報者に当該通報を受け付けた旨を通知するものとする。

(窓口職員の責務)

第10条 相談又は通報の受付に当たっては、研究推進部長は、相談者又は通報者の秘密を厳守し、相談者又は通報者の保護に努めるものとする。

- 2 研究推進部長は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電話、電子メール等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞きできないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第10条の2 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本学教職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 学長は、通報者、調査対象者、通報内容、調査内容及び調査過程について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び調査対象者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保護に努めるものとする。
- 3 学長は、当該通報に係る事案が外部に漏えいした場合は、通報者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長又はその他の関係者は、通報者、調査対象者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、調査対象者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者等の保護)

第10条の3 学長は、不正行為等に関する通報者、調査対象者及び調査協力者に対し、通報者、調査対象者及び調査協力者となったことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないよう十分な配慮を行うものとする。

(悪意に基づく通報)

第10条の4 全ての者は、悪意に基づく通報を行ってはならない。

2 学長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

3 学長は、前項の措置が講じられたときは、関係省庁等に対して、その措置の内容等を通知し、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関にも通知する。

第6章 不正行為等に関する調査及び不正行為等調査委員会

(不正行為等の調査要否の判断)

第11条 倫理委員会委員長は、通報（報道等を含む。以下同じ。）の受付後速やかに、通報の内容の合理性を判断するとともに、当該内容が不正行為等に関わるもので、当該内容が客観的かつ合理的な根拠に基づくものであるかを予備調査し、不正行為等の事実の有無を確認する調査の要否を判断する。

2 倫理委員会委員長は、不正行為等の事実の有無を確認する必要があるか否かの判断を学長に報告する。

3 学長は、不正行為等の事実の有無を確認する必要があると報告を受けたときは、通報を受けた日から原則として30日以内に不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。また、学長は、不正行為等の事実の有無を確認する必要がないと報告を受けた場合において、本学以外の機関に所属する者が当該通報に関与している可能性があるときは、当該機関に通知するものとする。

4 倫理委員会委員長は、不正行為等の事実の有無を確認する必要がないと判断した場合は、その旨を理由とともに通報者に通知する。また、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、不正行為等の内容が研究費の不正使用の場合は当該学外研究機関又は配分機関に報告し、不正行為等の内容が研究活動に係る不正行為の場合は、当該調査に係る資料等を保存し、その事案に係る学外研究機関、配分機関又は通報者の求めに応じ開示するものとする。

(不正行為等調査委員会)

第12条 前条第3項に基づき設置する調査委員会は、次に掲げるものをもって構成する。

ただし、選出又は指名される調査委員は、本学教職員の場合は通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とし、学外機関に所属する者は、本学、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。

(1) 第4条第2項各号に掲げる委員のうちから、互選により選出された者 2名

(2) 学長が指名する外部有識者 2名以上

(3) 必要に応じて学長が指名する者

2 前項各号に掲げる委員の人数は、必要に応じて増やすことができるものとする。この場合において、前項第2号の委員数は、同項第1号の委員数以上とする。

3 調査委員会に調査委員会委員長1名を置き、第1項第1号の調査委員のうちから、調査委員会において選出する。

4 調査委員会委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。

5 調査委員会は、調査委員会委員長が招集し、議長となる。

6 調査委員会は委員総数の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 調査委員会は、調査委員会を設置した日から起算して30日以内に調査を開始するものとする。ただし、次条第3項の規定により調査委員が交代したときは、交代が決定した日から起算して20日以内に調査を開始するものとする。

8 調査委員会の解散時期は、学長が決定する。

(調査委員会設置の通知等)

第13条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会の構成員の氏名、所属その他身分に関する事項及び調査委員会の調査権限について、通報者及び調査対象者に通知する。

2 通報者及び調査対象者は、第1項の規定により通知された調査委員会の構成員に異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に書面により、学長に対して異議申立てを行うことができる。

3 学長が前項の異議申立ての内容を審査し理由があると認め、当該異議申立てに係る調査委員を交代したときは、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。

4 学長が第2項の異議申立てを棄却したときは、書面により、理由を付して、速やかにその旨を異議申立てを行った者に通知する。

(関係機関への報告等)

第14条 学長は、第11条第3項に規定する調査委員会を設置したときは、関係省庁等に対して報告を行い、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のと

きには、当該学外研究機関又は配分機関に対しても、その旨を報告する。

- 2 学長は、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも報告する。

(調査委員会による調査の実施)

第15条 調査委員会は、不正行為等の有無及び内容並びに関与した者及びその関与の程度について調査を実施し、研究費の不正使用のときには、その相当額等についても調査を実施する。

- 2 調査委員会は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときは、当該学外研究機関又は配分機関に、調査方針、調査対象、方法等について報告し、協議するものとする。
- 3 調査委員会は、調査を行うにあたり、調査対象者並びに調査事案の関係者及び調査協力者に対して調査事案に係る資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、研究資料の精査、関係者のヒアリング等を行うことができるとともに、調査対象者へ弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、調査対象者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申出があり、調査委員会が必要と認める場合は、合理的に必要と判断される範囲においてそれに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証するものとする。この場合において再実験等は、調査委員会の指導・監督の下で行うこととする。
- 6 通報者、調査対象者その他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう、真実を忠実に述べるなど、調査に誠実に協力しなければならない。
- 7 調査委員会は、通報者及び調査対象者並びに調査事案の関係者及び調査協力者が虚偽の情報を提供したと認められる場合は、その旨を倫理委員会に報告し、必要があると認めるときは、適切な措置をとるよう求めるものとする。

(調査の対象)

第15条の2 調査の対象には、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会が相当と認めるときは、関連した調査対象者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第15条の3 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活

動に関して、証拠となる研究資料その他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる研究資料その他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第15条の4 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲を超えて漏えいすることのないよう、十分配慮しなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第15条の5 調査委員会の本調査において、調査対象者は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第15条第5項の定める保証を与えなければならない。

(調査事案が研究活動に係る不正行為の場合の認定の手続)

第15条の6 調査委員会は、調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめることとし、不正行為等が行われたか否か、不正行為等と認定された場合はその内容及び悪質性、並びに不正行為等に関与した者とその関与の度合い、研究活動に係る不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の役割その他必要な事項を認定する。

- 2 前項の認定にあたり、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査事案が研究費の不正使用の場合の認定の手続)

第15条の7 調査委員会は、通報を受けた日から起算して210日以内に調査した内容をまとめることとし、不正行為等が行われたか否か、不正行為等と認定された場合はその内容及び悪質性、並びに不正行為等に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等につ

いて認定する。

- 2 前項の認定にあたり、210日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第15条の8 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為等を認定してはならない。
- 3 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為等を認定することができる。保存義務期間の範囲に属する研究資料又は関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為等を行ったとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の報告)

第16条 調査委員会は、第15条の6第1項及び第3項並びに第15条の7第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項により報告を受けた認定結果を関係省庁等に対して報告を行う。
- 3 学長は調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関に対しても、その旨を報告する。
- 4 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究活動に係る不正行為のときには、本調査の開始後、150日以内にまとめられた調査の結果の最終報告書を当該学外機関又は配分機関に速やかに提出する。
- 5 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究費の不正使用のときには、通報を受けた日から210日以内に調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該学外研究機関又は配分機関に提出する。第15条の7第2項に基づき、期限までに調査が完了しない旨を承認した場合であっても、調査の中間報告を当該学外研

究機関又は配分機関に提出するものとする。

(認定結果の通知)

第17条 学長は、通報者、調査対象者及び調査対象者以外で不正行為等に関与したと認定された者に、第15条の6第1項及び第3項並びに第15条の7第1項及び第3項に規定する認定結果を速やかに通知する。

2 学長は、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

3 学長は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(調査中における措置)

第18条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して、調査事案に係る研究費の執行停止等の必要な措置を講ずることができる。

2 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究の場合において、当該学外研究機関又は配分機関から求められたときは、調査中であっても、調査事案に係る進捗状況報告又は中間報告を当該学外研究機関又は配分機関に提出しなければならない。

3 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究の場合において、当該学外研究機関又は配分機関から求められたときは、調査中であっても、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

4 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究において研究費の不正使用の場合、不正行為等の事実が一部でも確認されたときは、調査中であっても、速やかに認定し、当該学外研究機関又は配分機関にその旨を報告するものとする。

第7章 不服申立て及び再調査

(不服申立て)

第19条 調査対象者は、第17条の規定により通知された認定に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、調査委員会に対して不服申立てを行うことができる。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(調査対象者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、前項により、不服申

立てを行うことができる。

(再調査)

第20条 不服申立てがあったときは、調査委員会は、不服申立ての内容を検討し、再調査の実施をするか否かを決定する。

- 2 調査委員会委員長は、不服申立てがあったときは、速やかに学長に報告する。
- 3 学長は、不服申立てがあったときは、関係省庁等に対して報告するとともに、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究において研究活動に係る不正行為のときには、当該学外研究機関又は配分機関に対しても、その旨を報告する。不服申立てを却下又は再調査開始を決定したときも同様とする。
- 4 調査委員会が当該事案の再調査を行うまでもなく不服申立てを却下することを決定した場合には、調査委員会委員長は、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知しなければならない。
- 5 調査委員会が、再調査の実施を決定した場合で、調査委員会が必要と認めたときは、調査委員の全部又は一部を変更することができる。この場合であっても、新たな調査委員は、第12条第1項に準じて構成する。
- 6 調査委員会委員長は、再調査の実施の有無を速やかに学長に報告する。
- 7 調査委員会委員長は、不服申立てがあったときは、前条第1項による不服申立ての場合には通報者に、前条第2項による不服申立ての場合には調査対象者に通知しなければならない。不服申立ての却下又は再調査の実施の有無を決定した時も同様とする。

(再調査の実施)

第21条 調査委員会は、第19条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、速やかに再調査を実施し、原則として、再調査の開始から50日以内に、その結果を調査委員会委員長から学長に報告する。ただし、50日以内に調査結果の決定ができない合理的な理由がある場合には、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出てその承認を得るものとする。

- 2 調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 3 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知しなければならない。

(再調査の認定結果の通知)

第22条 学長は、再調査の結果を速やかに通報者、調査対象者及び調査対象者以外で不正行為等に関与したと認定された者に書面により通知しなければならない。不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 学長は、前条第1項に規定する報告を受けたときは、関係省庁等に対して報告するとともに、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関に対しても、その旨を報告する。

第8章 調査結果の取扱い

(理事長への報告等)

第23条 学長は、第16条第1項及び第21条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにその旨を理事長に報告するとともに、所属する学部の学部長又は大学院研究科の委員長に通知し、第16条第1項及び第21条第1項の規定による報告が不正行為等の事実を認定するものであった場合は、学内諸規程にのっとり、懲戒処分を含む適切な措置を求めるものとする。

2 学長は、不正行為等に関与した者に対して処分が科されたときは、関係省庁等に対して、その処分の内容等を通知するとともに、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関にも通知する。

(研究費の使用中止)

第24条 学長は、不正行為等を認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第25条 学長は、被認定者に対して、研究活動に係る不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除)

第25条の2 学長は、不正行為等が行われなかったものと認定された場合は、第18条に基づく研究費の執行停止等の必要な措置を解除しなければならない。

2 不服申立てがないまま申立期間が経過した場合又は不服申立ての審査結果が確定した場合は、第15条の3第1項及び第2項に基づく証拠保全措置を、速やかに解除しなければ

ばならない。

(管理責任者等の責任)

第26条 第3条第1項から第5項までに規定する各責任者は、当該各責任者としての役割が十分に果たされず、結果的に不正行為等を招いていたときは、学内諸規程にのっとり、懲戒処分を含む適切な措置を受けるものとする。

(是正措置等)

第26条の2 調査の結果、不正行為等が行われたものと認定された場合には、統括管理責任者は、速やかに再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 統括管理責任者は、関係する教学組織及び事務局の各部局の長に対し、是正措置等の実施を命ずることができる。
- 3 学長は、前2項に基づいて是正措置等を実施した場合には、その旨を関係省庁等に対して報告するとともに、認定された不正行為等が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関にも報告する。

(調査結果の公表等)

第27条 学長は、調査の結果、不正行為等の事実が認定されず、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

- 2 学長は、調査の結果、不正行為等の事実が認定された場合は、本学ホームページその他適切な方法により、これを公表するものとする。ただし、合理的理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。
- 3 前項に規定する公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調査の経緯及び概要
- (2) 調査体制及び調査内容
- (3) 調査の結果（不正行為等の内容、関与した研究者の氏名等）
- (4) 本学が行った措置
- (5) 不正行為等の発生要因及び再発防止策

第9章 補則

(準拠)

第28条 研究に係る不正行為等の防止及び対応に必要と認められる事項については、この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

(文部科学省) 及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

(文部科学省) 並びに関係省庁等が定める指針等に準拠し、取り扱うものとする。

(事務の所管)

第29条 この規程に関する事務は、事務局長の統括の下、研究推進部及び学長室が所管する。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成27年3月26日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 神奈川大学における競争的資金等の不正使用に係る調査に関する規程(平成20年10月30日規程第788号)

(2) 神奈川大学研究倫理審査委員会規程(平成24年4月26日規程第963号)

附 則(平成29年6月8日規程第1119号)

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

附 則(平成29年8月29日規程第1126号)

この規程は、平成29年8月29日から施行する。

附 則(平成30年7月5日規程第1160号)

この規程は、平成30年7月5日から施行する。

附 則(令和元年8月1日規程第1195号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和2年5月28日規程第1247号)

この規程は、令和2年5月28日から施行する。

附 則(令和3年12月23日規程第1340号)

この規程は、令和3年12月23日から施行する。

附 則(令和4年3月3日規程第1353号)

この規程は、令和4年3月3日から施行する。

附 則(令和5年3月2日規程第1438号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

○神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程

平成24年 4 月26日

規程第965号

(趣旨)

第1条 この規程は、総合学術研究推進委員会規程第14条及び神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理規程（以下「倫理規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 総合学術研究推進委員会副委員長

(2) 総合学術研究推進委員会又は総合学術研究推進委員会研究委員会の委員のうち次に掲げる者

ア 法学部の教員から1名

イ 人間科学部の教員から1名

ウ 理学部、工学部、建築学部、化学生命学部及び情報学部の教員から2名

2 委員会に委員長を置き、総合学術研究推進委員会副委員長をもって充てる。

(専門委員)

第3条 委員長は、研究計画等の専門的な事項に関して、必要に応じて医学、医療等に関する学識経験者を専門委員として委嘱することができる。

(議事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は委員総数の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第2条第1項の委員が、研究計画審査を申請する場合は、当該審査に関わる議事に加わることはできない。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、神奈川大学研究倫理綱領、倫理規程その他関係省庁の法令及び指針並びに学会等の指針等を基準とし、次に掲げる事項について審議する。

(1) 人を対象とする研究に関する研究計画の審査に関すること。

(2) 倫理規程の改廃等に関すること。

(3) その他人を対象とする研究に関すること。

(審査の申請)

第6条 人を対象とする研究に関する研究計画の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、所定の研究計画審査申請書を学長に提出するものとする。

2 学長は、研究計画審査申請書を受理したときは、速やかに委員会に審議を付議するものとする。

3 委員長が必要と認めるときは、申請者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

(審査の判定)

第7条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(審査結果)

第8条 委員長は、研究計画の審査結果について、所定の審査結果通知書により、速やかに申請者に通知するとともに、学長に報告する。

(研究計画等の変更)

第9条 第7条第1号又は第2号の判定を受けた当該研究計画について、申請者が審査基準に関わる事項を変更するときは、所定の研究計画変更願書を学長に提出し、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該研究計画等の事項の変更が、軽微な変更である場合、所定の研究計画変更届を委員会に提出することでこれに代えることができる。

3 第1項に規定する承認の手続については、前3条を準用する。

(再審査の申請)

第10条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査を申請することができる。

2 再審査の手続については、第6条から第8条までを準用する。

(事務の所管)

第11条 委員会に関する事務は、学長室及び研究推進部の所管とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月26日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1063号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月5日規程第1161号）

この規程は、平成30年7月5日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第1178号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

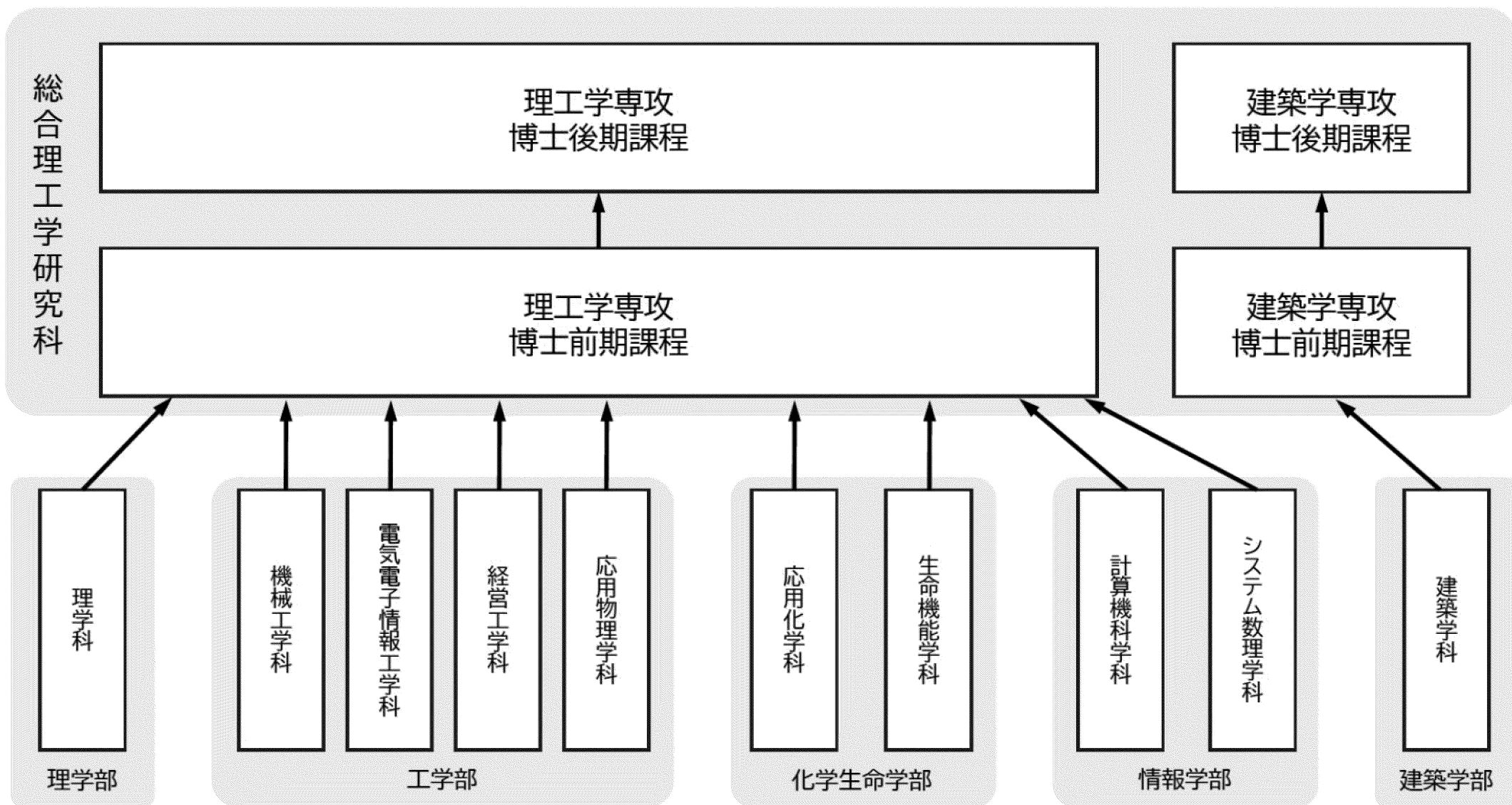
附 則（令和3年12月23日規程第1339号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日規程第1436号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

総合理工学研究科と基礎となる学部等との関係図



○就業規則施行細則

昭和44年 6 月30日

細則第 1 号

(目的)

第 1 条 この細則は、学校法人神奈川大学就業規則（以下「規則」という。）の施行に必要な事項を定める。

(職員の定義)

第 2 条 規則第 2 条に規定する職員とは、次に掲げるものをいう。

(1) 教育職員

(ア) 大学教育職員 学長、教授、准教授、助教、助手

(イ) 附属学校教育職員 校長、副校長、教頭、上席教諭、教諭、養護教諭

(2) 事務職員 事務職員、看護師、保健師

(3) 技術職員 教務技術職員、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター、課外活動重点強化部指導者、技術職員

(定年)

第 3 条 定年は毎年 3 月31日現在で次の年齢に達したときとする。

(1) 大学教育職員 70歳

ただし、学長が任期中に70歳に達する場合はその任期満了の日、又は70歳に達した後学長を退いた日を定年とする。

(2) その他の職員 65歳

ただし、附属学校校長が任期中に65歳に達する場合はその任期満了の日、又は65歳に達した後校長を退いた日を定年とする。

第 4 条 次の年齢に達した以降、退職したとき、又は死亡したときはこれを定年退職とみなす。

(1) 大学教育職員 65歳

(2) その他の職員 60歳

(適用除外)

第 5 条 規則第 4 条から第 7 条まで、第 9 条、第11条、第16条、第17条、第18条第 1 号及び第 2 号、第19条から第24条まで、第27条並びに第27条の 2 は、大学教育職員には適用しない。

2 規則第 4 条、第 7 条、第15条、第16条、第18条第 2 号、第23条及び第27条の 2 は、附

属学校教育職員には適用しない。

(経過措置)

第6条 昭和44年4月1日現在において年次有給休暇に残日数があるときは、これをこの規則による年次有給休暇日数に加算する。

附 則

この細則は、昭和44年6月30日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年4月22日細則第5号)

この細則は、昭和49年4月22日から施行し、昭和49年3月1日から適用する。

附 則 (昭和60年3月4日細則第18号)

この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年7月26日細則第36号)

この細則は、昭和63年7月26日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年4月11日細則第42号)

この細則は、平成6年4月11日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年10月6日細則第73号)

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日細則第91号)

この細則は、平成17年3月23日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日規程第732号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日細則第102号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日細則第114号)

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月5日細則第116号)

この施行細則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日細則第123号)

この施行細則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年2月8日細則第136号)

この施行細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日細則第138号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

○非常勤講師の任用等に関する規程

平成11年 7 月 9 日

規程第522号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学任期付教員の任期に関する規程第5条の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）及び神奈川大学大学院（以下「本学大学院」という。）の非常勤講師の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「非常勤講師」とは、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）の委嘱により授業及びこれに付随する職務を担当する者で、常時勤務することを要しないものをいう。

2 この規程において「有期雇用非常勤講師」とは、非常勤講師のうち、期間を定めて雇用されるものをいう。

3 この規程において「無期雇用非常勤講師」とは、非常勤講師のうち、期間を定めないで雇用されるものをいう。

(任用)

第3条 非常勤講師の任用は、教授会及び評議会（本学大学院においては研究科委員会及び大学院委員会。以下「教授会及び評議会等」という。）の審議を経て行う。

(労働条件の明示)

第4条 非常勤講師の任用にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の定めるところにより、労働条件を明示するものとする。

(任用基準)

第5条 非常勤講師となる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 博士の学位を有し、かつ、相当の研究業績があること。
- (2) 大学院博士課程の単位を取得し、かつ、相当の研究業績があること。
- (3) 修士の学位を有し、かつ、相当の研究業績があること。
- (4) 学士の学位を有し、かつ、相当の研究業績及び教育歴があること。
- (5) 担当科目に関する専門的な知識経験を有し、かつ、相当の研究業績又は実務上の重要な業績があること。
- (6) 前各号と同等以上の教育研究能力を有すると認められること。

(有期雇用非常勤講師の任期)

第6条 有期雇用非常勤講師の任期は、1年以内とし、年度途中から委嘱した場合であっても、その期間は年度末を超えないものとする。ただし、教育課程編成上必要があると認めるときは、その任期を更新することができる。

(年齢制限)

第7条 非常勤講師の年齢は、73歳までとする。ただし、特に必要と認めた者については、教授会及び評議会等の審議を経て、75歳までとすることができる。

(提出書類)

第8条 非常勤講師となる者は、履歴書(写真貼付)、教育研究業績書その他本法人が定める所定の書類を提出しなければならない。

(授業担当時間)

第9条 非常勤講師の授業担当時間は、1週間当たり5コマ(10時間)までとする。

(刑事裁判等への参加)

第10条 非常勤講師は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な範囲内で、裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員(以下「裁判員等」という。)として、刑事裁判等に参加することができる。

(1) 裁判員候補者として、裁判員等選任手続の期日に出頭するとき。

(2) 裁判員等として、公判期日又は公判準備のために出頭するとき。

2 前項の規定に基づき刑事裁判等に参加するときは、裁判所からの呼出状又は通知の写しを添付の上、1月前までに学長又は大学院委員長に届け出なければならない。

3 第1項の規定に基づき刑事裁判等に参加する期間については、通常どおりの給与を支給する。

4 裁判員等選任手続において不選任と決定されたときは、速やかに勤務に復帰しなければならない。

第11条 非常勤講師は、裁判員候補者又は裁判員等の職務等に関し、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める通知又は証明の写しを添付の上、人事部長へ報告するものとする。

(1) 裁判所から裁判員候補者に選任されたことを通知されたとき 当該通知

(2) 裁判所によって裁判員等の選任又は不選任の決定がされたとき 裁判所の交付する裁判員等に選任されたことの証明又は選任期日への出頭証明

(3) 裁判員として職務に従事する期間が変更されたとき 当該通知

(休職及び復職)

第12条 無期雇用非常勤講師の休職及び復職については、就業規則第28条から第30条までの規定を準用する。

(退職)

第13条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 第7条に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日が到来したとき。
- (3) 退職を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。

2 非常勤講師が退職しようとするときは、退職希望日の30日前までに退職願を提出するものとする。

(契約の解除)

第14条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 本法人の名誉又は信用を著しく傷つける行為があったとき。
- (2) 教育研究に従事する者としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他授業の担当を継続し難い重大な事由が生じたとき。

2 前項の規定により契約を解除するときは、30日前までに予告し、又は30日分の平均賃金を支給する。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は当該非常勤講師の責に帰すべき事由に基づいて契約を解除する場合においては、この限りでない。

3 前項の予告日数を短縮する場合には、短縮した日数1日につき平均賃金の1日分を予告手当として支給する。

(表彰及び懲戒)

第15条 非常勤講師の表彰及び懲戒については、就業規則第42条第2号及び第43条から第47条までの規定を準用する。

(期間の定めのない雇用契約の申込み)

第16条 有期雇用非常勤講師であって、本法人との間で締結された期間の定めのある雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）の期間が通算して5年を超えるものは、現に締結している契約の期間が満了する日までの間に、本法人に対し、期間の定めのない雇用契約の申込みをすることができる。

2 本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が終了した日と当該非常勤講師の次の有期雇用契約の期間の初日との間に、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に規定する空白期間が6月以上あるときは、当該空白期間前に終了した任期は、前項に規定する通算期間に算入しない。

3 本学又は本学大学院に在学していた期間は、第1項に規定する通算期間に算入しない。

第17条 前条第1項に規定する申込みをする者は、現に締結している契約期間が満了する30日前までに、本法人が定める書面を提出するよう努めなければならない。

2 前条第1項に規定する申込みを受けたときは、本法人は、申込者に対し書面で受理を通知する。

第18条 本法人は、第16条第1項に規定する申込みを受けたときは、その申込みをした非常勤講師が現に締結している契約期間が満了した日の翌日から、その申込時に締結している雇用契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件で、引き続き無期雇用非常勤講師として任用する。

（無期雇用非常勤講師の勤務条件）

第19条 無期雇用非常勤講師の担当科目、勤務日、勤務時間、勤務地等は、本法人が年度ごとに定める。

（期間の定めのない雇用契約の解除）

第20条 第14条に定めるほか、無期雇用非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その担当する授業その他の業務を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。

(2) その所属する組織を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。

（改廃）

第21条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成11年7月9日から施行し、平成12年度授業担当者から適用する。

2 本規程第8条ただし書の規定にかかわらず、短期大学部開講の授業科目を担当する非常勤講師については、平成12年度から廃止までの間、俸給の減額は行わないものとする。

附 則（平成15年2月6日規程第616号）

この規程は、平成15年2月6日から施行し、平成14年12月19日から適用する。

附 則（平成22年2月5日規程第851号）

この規程は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成22年 3 月10日規程第872号）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月24日規程第909号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月26日規程第1063号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月25日規程第1273号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第3章 運営組織

（大学院委員会）

第7条 本大学院の各研究科に共通する重要事項を審議するために、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 大学院委員長

(2) 各研究科委員長

(3) 法学研究科委員会、経済学研究科委員会、経営学研究科委員会、人文学研究科委員会、人間科学研究科委員会、総合理工学研究科委員会及び歴史民俗資料科学研究科委員会から選ばれる委員各2名

3 各研究科委員会から選ばれる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 各研究科委員会の委員はあらかじめ大学院委員長に申し出て、出席して意見を述べることができる。

5 大学院委員長は、学長がこれにあたる。

6 大学院委員会は、次の各号の大学院に関する事項を審議する。

(1) 大学院学則及び規程の制定改廃

(2) 研究科の設置及び廃止

(3) 各研究科の課程、専攻及び授業科目の増設又は変更の承認

(4) 研究及び教育に関する基本的事項

(5) 学位の授与及び取消し

(6) 各研究科間の連絡調整

(7) 大学院委員長から諮問された事項

(8) その他大学院委員会が必要と認めた事項

7 大学院委員会の審議手続に関しては、大学院委員会において別に定めるところによる。

（研究科委員長会議）

第7条の2 本大学院の運営に関する基本的事項を協議するために、研究科委員長会議を置く。

2 研究科委員長会議の運営に関しては、別に定めるところによる。

（大学院学務委員会）

第7条の3 本大学院共通の教務的事項について審議するために、大学院委員会のもとに大学院学務委員会を置く。

2 大学院学務委員会の運営については、別に定めるところによる。

(研究科委員会)

第8条 本大学院各研究科の教育研究上の目的、授業及び研究指導（専門職大学院にあっては、教育研究上の目的及び授業）に関する事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究科委員長

(2) 本学則第6条第1項に規定された本大学の専任教員（専門職大学院にあっては同条第2項に規定された当該大学院の専任教員）

3 研究科委員長は各研究科委員会の審議を経て、研究科委員の中から大学院委員長が委嘱する。

4 研究科委員会は次の各号の研究科に関する事項を審議する。

(1) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更

(2) 授業及び研究指導（専門職大学院にあっては授業）の担当

(3) 学位論文の審査及び課程修了の認定（専門職大学院にあっては課程修了の認定）

(4) 試験

(5) 学生の入学、休学、留年、退学、転学、除籍及び在学延長（転入学、再入学は入学を含む。）

(6) 学生の賞罰

(7) 研究科の予算

(8) 自己点検・評価に関すること。

(9) 第三者評価に関すること。

(10) 大学院委員長から諮問された事項

(11) 研究科委員長から付議された事項

(12) その他研究科委員会が必要と認めた事項

5 研究科委員会の審議手続に関しては、研究科委員会において、別に定めるところによる。